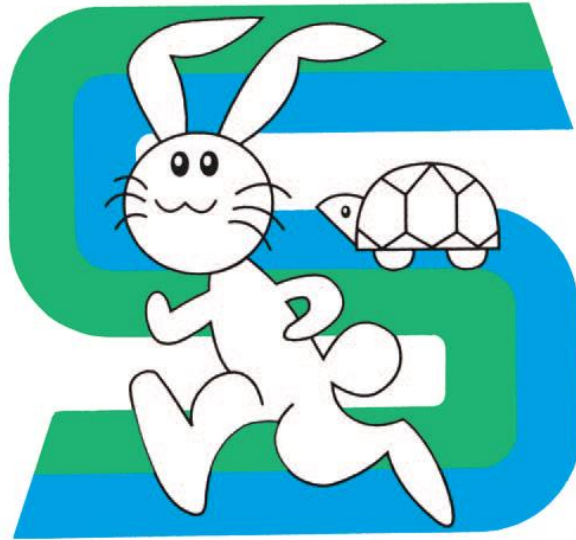


令和5年度

滋賀県交通安全実施計画



滋賀県交通安全シンボルマーク

滋賀県交通安全対策会議

は じ め に

令和4年中に県内で2,862件の人身交通事故が発生し、38人の尊い命が失われ3,599人の方が負傷されました。

交通事故発生件数および負傷者数は前年度に比べて増加しており、死者数も前年に比べ1人増加しました。また、高齢者の死者数のうち75歳以上が78.3%を占めており、依然として厳しい状況となっています。子どもの事故件数も依然として120件以上発生しており、引き続き子どもを交通事故の被害から守るための移動経路の確保と高齢者の交通事故防止対策が重要な課題となっています。

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第1項の規定に基づき作成した第11次滋賀県交通安全計画（令和3年度～7年度）を的確に推進するため、令和5年度の県内における陸上交通の安全に関し、県および国の指定地方行政機関等が実施する具体的な施策を定めたもので、人命尊重の理念に基づき、究極的には、交通事故のない安全・安心な滋賀を目指すことを基本理念とし、計画の最終年となる令和7年までに年間の交通事故死者数を35人以下、重傷者数を290人以下とすることを目指しています。交通事故のない安全・安心な滋賀の実現に向けて確実に歩を進めるため、この実施計画に基づき、滋賀県交通安全対策会議の構成員が相互に緊密な連携を図りながら、市町をはじめ関係機関・団体や県民の皆様との協働のもとに、各種の施策を着実に推進してまいります。

滋賀県交通安全対策会議

目 次

令和5年度交通安全実施計画

第1章 道路交通の安全	1
第1節 道路交通環境の整備	1
(1) 生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	1
(2) 高速道路の更なる活用促進による生活に密着した身近な道路等との機能分化	2
(3) 幹線道路における交通安全対策の推進	2
(4) 交通安全施設等整備事業の推進	4
(5) 高齢者等の移動手段の確保・充実	7
(6) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化	7
(7) 無電柱化の推進	8
(8) 効果的な交通規制の推進	8
(9) 自転車利用環境の総合的整備	9
(10) 高度道路交通システムの活用	9
(11) 交通需要マネジメントの推進	10
(12) 災害に備えた道路交通環境の整備	10
(13) 総合的な駐車対策の推進	12
(14) 道路交通情報の充実	13
(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	14
(16) ウォークアブルな公共空間の整備	16
第2節 交通安全思想の普及徹底	17
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	17
ア 幼児に対する交通安全教育	17
イ 小学生に対する交通安全教育	17
ウ 中学生に対する交通安全教育	19
エ 高校生に対する交通安全教育	20
オ 成人に対する交通安全教育	21
カ 高齢者に対する交通安全教育	22
キ 障害者に対する交通安全教育	23
ク 外国人に対する交通安全教育	23
(2) 効果的な交通安全教育の推進	23
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	23
ア 交通安全運動の推進（県民総ぐるみ運動）	24
イ 横断歩行者の安全確保（横断歩道利用者ファースト運動）	26

ウ	自転車安全利用の推進（ビワイチ等）	26
エ	後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底	28
オ	チャイルドシートの正しい使用の徹底	29
カ	反射材用品等の普及促進	29
キ	飲酒運転根絶に向けた交通安全教育および広報啓発活動等の推進	29
ク	交差点事故防止対策の推進	30
ケ	効果的な広報の実施	30
コ	その他の普及啓発活動の推進	30
(4)	交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	31
(5)	住民の参加・協働の推進	32
第3節 安全運転の確保		33
(1)	運転者教育等の充実	33
(2)	運転免許制度の改善	35
(3)	安全運転管理の徹底	36
(4)	事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の推進	36
(5)	交通労働災害の防止等	37
(6)	道路交通に関連する情報の充実	38
第4節 車両の安全性の確保		41
(1)	車両の安全性に関する基準等の改善の推進	41
(2)	自動運転車の安全対策・活用の推進	41
(3)	自動車の検査および点検整備の充実	41
(4)	自転車の安全性の確保	43
第5節 道路交通秩序の維持		44
(1)	交通の指導取締りの強化等	44
(2)	交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	45
(3)	暴走族対策の推進	45
第6節 救助・救急活動の充実		47
(1)	救助・救急体制の整備	47
(2)	救急医療体制の整備	48
(3)	救急関係機関の協力関係の確保等	48
第7節 被害者支援の充実と推進		49
(1)	損害賠償の請求についての援助等	49

(2) 交通事故被害者支援の充実強化	49
第8節 研究開発および調査研究の充実	51
(1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進	51
(2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化	51
第2章 鉄道交通の安全	52
(1) 鉄道交通環境の整備	52
(2) 鉄道交通の安全に関する知識の普及	53
(3) 鉄道の安全な運行の確保	54
(4) 鉄道車両の安全性の確保	55
(5) 救助・救急活動の充実	55
(6) 被害者支援の推進	56
第3章 踏切道における交通の安全	57
(1) 踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備促進	57
(2) 交通実態と道路環境に応じた交通規制の実施	57
(3) 踏切保安設備の整備	57
(4) 踏切道の統廃合の促進	57
(5) その他踏切道の交通の安全および円滑化等を図るための措置	57
(参考資料) 全国・滋賀県・市町の交通統計	
1 令和4年都道府県別交通事故発生状況	1
2 令和4年県内の各種交通事故発生状況(前年対比)	2
3 令和4年発生市町別交通事故発生状況	6

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通環境の整備

種 別	(1)生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

通学路緊急点検結果等を受け、危険箇所に対する対策等を実施し、安心安全な通学路の確保を図る。

2 計画の内容

通学路緊急点検結果を受けて、下記の内容を実施する。

- (1) 通学路緊急点検による危険箇所への対策を実施する。
- (2) 公安委員会その他関係機関と連携した面的・総合的な対策を実施する。

種 別	(1)生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
実施機関	土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

平成26年度に全市町が策定した通学路交通安全プログラムに基づいた点検、対策、検証、改善（PDCAサイクル）を回すことにより、通学路の安全確保を推進するとともに令和元年度に実施した未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検および令和3年度に実施した通学路における合同点検を踏まえた危険箇所の安全対策を推進する。

また、歩道を設置している県管理道路を対象に、職員が年1回程度自転車パトロールを行い、通常行っているパトロールでは見つけられない危険箇所や不具合を確認した際は、速やかに修繕等を行う。

2 計画の内容

- (1) 通学路交通安全プログラムに掲載された危険箇所について対策を行う。
- (2) 未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等を踏まえた対策を行う。
- (3) 歩道の自転車パトロールを年1回程度実施する。

種 別	(1)生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 生活に密着した身近な道路等における交通安全対策の推進
- (2) 通学路等における交通安全の確保
- (3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

2 計画の内容

- (1) 生活に密着した身近な道路の安全対策の推進
 - ア 「ゾーン 30 プラス」の新規整備と「ゾーン 30」の既設区域の実効性のある整備を推進する。
 - イ 高輝度道路標識・道路標示の整備、信号灯器の LED 化を推進する。
 - ウ 外周幹線道路の交通円滑化対策を推進する。
 - エ 交通バリアフリー法に基づく生活関連道路を中心としたバリアフリー対応型信号機の整備と適正管理を推進する。
- (2) 通学路等における交通安全の確保
 - ア 通学路および通園路等の合同点検の実施と結果に基づく対策を推進する。
 - イ 押しボタン式信号機、歩行者用灯器の整備と適正管理を推進する。
- (3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備
 - ア 信号機の LED 化、道路標識の高輝度化を推進する。
 - イ 高度化 PICS 整備を推進する。

種 別	(2)高速道路の更なる活用促進による生活に密着した身近な道路等との機能分化
実施機関	土木交通部道路整備課

1 計画の実施方針および重点

生活に密着した身近な道路等への通過交通を減少させるため、高規格幹線道路へのアクセス道路等の整備を推進する。

2 計画の内容

大津能登川長浜線（山手幹線）や宇治田原大石東線（大津SIC）の整備を推進する。

種 別	(3)幹線道路における交通安全対策の推進
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

- (1) 事故ゼロプラン、事故危険箇所対策を推進する。
- (2) 道路交通渋滞の緩和、交通安全の確保を図るため、適切に機能分担された道路網の整備を推進する。

2 計画の内容

- (1) 交通事故分析の充実および事故対策ノウハウの蓄積・活用を行う。
 - ア 道路交通環境安全推進連絡会議を活用し、警察その他関係機関や学識経験者も交えた事故調査および分析体制の強化を図る。

- イ 事故危険箇所の中から3箇所程度を選定し、対策を立案する。
- ウ 過年度に対策を実施した事故危険箇所等について、対策の効果検証を多面的に実施し、その後の状況を把握するとともに、対策完了の判断および更なる対策の必要性について検討を行う。

(2) バイパス等の整備を進め、市街地における道路の著しい混雑、交通事故の防止、通過交通車両の削減と分散を図る。

- ア 一般国道1号
水口道路、栗東水口道路Ⅰ、栗東水口道路Ⅱの事業継続
- イ 一般国道8号
塩津バイパス、米原バイパス、野洲栗東バイパスの事業継続
- ウ 一般国道161号
湖北バイパス、小松拡幅、湖西道路（真野～坂本北）4車線化の事業継続
- エ 一般国道307号
信楽道路の事業継続

種 別	(3)幹線道路における交通安全対策の推進
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 事故危険箇所対策の推進
- (2) 幹線道路における交通規制
- (3) 交通安全施設等の高度化

2 計画の内容

- (1) 事故危険箇所対策の推進
 - ア 交通事故分析や交通量等の交通状況を十分勘案した事故危険箇所における真に必要な交通規制の整備を推進する。
 - イ 信号機の新設・改良や道路標識および道路標示の高輝度化等の安全対策を推進する。
- (2) 幹線道路における適正な交通規制
 - 道路環境や交通実態を勘案した速度規制と追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等の交通規制の見直しを推進する。
- (3) 交通安全施設等の高度化
 - ア 交通実態に応じた集中制御化等の信号機の高度化改良を推進する。
 - イ 視認性向上のための信号灯器のLED化を推進する。
 - ウ 道路標識、道路標示の高輝度化を推進する。

種 別	(3)幹線道路における交通安全対策の推進
実施機関	土木交通部道路整備課・道路保全課

1 計画の実施方針および重点

道路改築事業の実施に当たっては、必要に応じ滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例や滋賀県近江の道づくりマニュアル（案）に基づいて車両と歩行者との通行空間の分離を図る。

2 計画の内容

道路の改築による道路交通環境の整備

【補助事業】

補助道路整備事業 10,575,064千円

【単独事業】

単独道路改築事業（改築） 1,449,985千円

種 別	(3)幹線道路における交通安全対策の推進
実施機関	西日本高速道路(株)関西支社

1 計画の実施方針および重点

高速自動車国道における事故防止対策の推進

2 計画の内容

安全性・快適性の向上、環境保全対策、情報提供の高度化など、多様化するニーズへの対応のため、名神および新名神高速道路において、集中工事を実施し、京滋バイパスにおいて夜間通行止めを実施する。

種 別	(4)交通安全施設等整備事業の推進
実施機関	土木交通部道路整備課・道路保全課

1 計画の実施方針および重点

交通事故の発生を抑止するため、交通安全を確保する必要がある道路を対象に整備を図る。

- (1) 歩行者および自転車利用者の安全確保や高齢者・障害者等の社会参加を支援するため、十分な幅を確保した歩道等の整備に努める。
- (2) 事故危険箇所等の安全対策を積極的に進める。
- (3) 安全かつ円滑な自動車交通を確保するため、交通事故の集中する交差点の改良、疲労運転に伴う事故防止のための簡易パーキング等の整備を進める。
- (4) 夜間事故防止対策として道路照明灯の整備を進める。
- (5) 交通安全確保のため、防護柵、転落防止柵等の整備を進める。

2 計画の内容

交通安全施設等整備事業

【補助事業】

歩道整備事業等 1,504,006千円

【単独事業】

歩道整備事業等 510,150千円

その他（交安2種） 140,000千円

種 別	(4)交通安全施設等整備事業の推進
実施機関	土木交通部都市計画課

1 計画の実施方針および重点

市街地における道路混雑解消と交通事故防止を図り、自転車や歩行者の安全を確保するため、都市計画道路の整備を推進する。

2 計画の内容

都市計画事業

(単位：千円)

種 別	箇所数	事業費
県 事 業	8	934,000
市 町 事 業	12	934,508
合 計	20	1,868,508

種 別	(4)交通安全施設等整備事業の推進
実施機関	農政水産部耕地課

計画の内容

交通安全施設等整備事業

(単位：千円)

工 種	単位	県 営 事 業		団 体 営 事 業	
		事業量	事業費	事業量	事業費
防 護 柵	m	313	4,330	1,170	27,682
道 路 標 識	基	0	0	10	1,200
区 画 線	m	26	10	500	3,100
視 線 誘 導 標	基	0	0	0	0
反 射 鏡	基	0	0	0	0
防 犯 灯	本	0	0	0	0

種 別	(4)交通安全施設等整備事業の推進
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 交通安全施設等の戦略的な維持管理・更新
- (2) 歩行者・自転車対策および生活道路対策の推進
- (3) 幹線道路対策の推進
- (4) 交通円滑化対策の推進
- (5) ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現
- (6) 道路交通環境整備への住民参加の促進

2 計画の内容

- (1)～(5)
次頁別表のとおり
- (6) 道路交通環境整備への住民参加の促進
住民参加による交通安全総点検を推進する。

別表

事業		事業量	予算(千円)	
補助事業	交通管制	端末対応設定費	0	
		制御機更新	基 0	
		情報収集装置	式 0	
		光ビーコン更新	基 0	
		監視用カメラ更新	基 0	
		調査委託費	0	
	信号機	新設	1式	6,294
		更新	46基	95,924
		改良	12基	11,692
		歩行者用支援装置 I	3式	4,626
		信号機電源付加装置	4式	8,522
		信号灯器改良(LED化)	33式	37,086
		信号柱の更新	20本	19,080
		配線地中化	1式	5,660
		交通信号機調査委託費		5,045
	道路標識(路側式)		400本	34,400
	道路標識(オーバーハング)		15本	9,270
	道路標示 横断歩道(高輝度)		47km	84,848
	道路標示 実線(高輝度)		35km	39,138
	標識標示調査委託費			202
交通管制中央装置リース料			56,415	
交通管制大型表示板		1式	266,640	
交通管制交通流監視カメラ中央装置		1式	63,800	
補助事業合計			748,642	

事業		事業量	予算(千円)
県単独事業	信号灯器の増灯等	120灯	22,480
	移設費	120箇所	51,000
	信号制御機更新	34基	36,992
	交通信号機調査委託費		10,865
	信号機の新設	7式	58,776
	信号機の新設に伴う調査委託費		1,293
	道路標識(路側式)	330本	31,878
	道路標識(オーバーハング柱)撤去	230本	25,882
	交通情報表示装置撤去		4,763
	道路標示 横断歩道(高輝度)	57km	64,049
	道路標示 実線(高輝度)	32.4km	26,893
	標識標示調査委託費		4,732
	交通情報表示装置撤去調査委託		660
	県単独事業合計		

種 別	(4)交通安全施設等整備事業の推進
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

- (1) 交通安全に資するため、交差点の立体化、右折レーンの整備等を行い、交差点改良を推進することにより、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進し、自動車からの二酸化炭素排出の抑止に努める。
- (2) 滋賀県道路交通環境安全推進連絡会議を活用し、学識経験者のアドバイスを受けてつづ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

2 計画の内容

(単位：百万円)

工 種		単位	事業量	事業費
一 種 事 業	歩道等(バリアフリー化含む)	箇所	6	185
	交差点改良	箇所	5	465
	小計			650
二 種 事 業	簡易パーキング(防災拠点化を含む)	式	1	839
	防護柵			
	道路標識			
	情報機器(道路情報提供装置)			
	区画線			
小計			839	
合 計				1,489

種 別	(5)高齢者等の移動手段の確保・充実
実施機関	土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

地域特性に応じた公共交通ネットワークを形成

2 計画の内容

地域鉄道や路線バス等に対する支援や利便性向上と利用促進の取組を実施するとともに、福祉輸送や事業者送迎サービス等の地域のあらゆる移動手段も活用することで、将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークを構築する。

種 別	(6)歩行者空間のユニバーサルデザイン化
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

主要な鉄道駅等を中心とする地区においては、高齢者や身体障害者等に配慮した安全で快適な歩行空間を確保するため、交通バリアフリー法に基づき、バリアフリー化された歩行空間ネットワークの整備を推進する。

2 計画の内容

バリアフリー基本構想エリア等において、次の内容を実施する。

『高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律』に基づき、一定規模の旅客施設を中心とした地区において、道路等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進する。

種 別	(7)無電柱化の推進
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

公共施設や商業ビルが建ち並び、人が集中する地域において、電線類の地中化による無電柱化を進めることで、都市景観の向上を図る。

2 計画の内容

電線類の地中化による無電柱化の推進

- (1) 国道1号本宮地区（大津市）、国道1号上鈎地区（栗東市）、国道8号川崎町地区（長浜市）、国道8号東沼波地区（彦根市）の事業継続
- (2) 国道1号月輪地区（草津市～大津市）の新規事業化

種 別	(7)無電柱化の推進
実施機関	土木交通部道路整備課・道路保全課

1 計画の実施方針および重点

滋賀県無電柱化推進計画に基づき、防災、安全かつ円滑な交通の確保や、良好な景観の形成等のまちづくりの観点から、必要な道路において無電柱化を推進する。

2 計画の内容

電線類の地中化による無電柱化の推進

一般県道彦根米原線（彦根市）、一般県道彦根港彦根停車場線（彦根市）等の事業継続

種 別	(8)効果的な交通規制の推進
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

速度規制、駐車規制、信号機運用の改善等の推進

2 計画の内容

地域の交通実態等を踏まえ、速度規制の点検・見直し、きめ細かな駐車規制の実施、信号機の運用改善等を推進する。

種 別	(9)自転車利用環境の総合的整備
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

交通の安全と円滑に資する自転車利用環境の整備

2 計画の内容

自転車通行の安全性を向上させるために必要な交通規制の実施

種 別	(9)自転車利用環境の総合的整備
実施機関	土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

自転車が安全かつ円滑に利用できるよう、かつ歩行者の通行に支障をきたすことのないよう、自転車走行空間の創出を推進する。

2 計画の内容

自転車が安全かつ円滑に通行できるよう、路線の交通状況や自転車ネットワークを総合的に考慮し、自転車歩行者道等による自転車走行空間の創出を推進する。

【補助事業】

ビワイチ整備事業等 313,972千円

種 別	(10)高度道路交通システムの活用
実施機関	近畿総合通信局

1 計画の実施方針および重点

最先端の情報通信技術（ICT）等を用いて、高度道路交通システム（ITS）の構築を推進する。

2 計画の内容

道路交通情報通信システムの整備

安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムの渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供する VICS や ITS スポット等の整備・拡充を推進する。

種 別	(10)高度道路交通システムの活用
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 道路交通情報通信システムの整備
- (2) 新交通管理システムの推進
- (3) 交通事故防止のための運転支援システムの推進

2 計画の内容

(1) 道路交通情報通信システムの整備

リアルタイムな渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供するVICSの整備、適正管理を推進する。

(2) 新交通管理システムの推進

光ビーコンを活用した新交通管理システム（UTMS）の構想に基づき安全・円滑な交通社会を実現する。

(3) 交通事故防止のための運転支援システムの推進

ゆとりある運転が可能となる環境を作り出すことによって、交通事故の防止を図るため、信号情報活用運転支援システムの整備を推進する。

種 別	(10)高度道路交通システムの活用
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

最先端の情報通信技術（ICT）等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築し、安全性の向上を実現する。

2 計画の内容

より高度で詳細な道路交通情報の収集・提供のため、自動車走行履歴（ETC2.0プローブ情報）の収集を行い、生活道路対策および交通安全対策に活用する。

種 別	(11)交通需要マネジメントの推進
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

道路交通渋滞の緩和と道路交通の安全と円滑化を図るため、道路の整備や交差点改良等の交通容量の拡大を推進する。

2 計画の内容

関係機関と連携し、渋滞対策を推進していく。

種 別	(11)交通需要マネジメントの推進
実施機関	西日本高速道路(株)関西支社

計画の内容

名神および新名神集中工事の実施期間中において、特設のホームページにて渋滞の情報を掲載し、交通の分散化を図る。

種 別	(12)災害に備えた道路交通環境の整備
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

(1) 道路に沿って建ち並ぶ電柱・電線類の地中化を進めることにより、地震時における電柱の倒壊を防止し、緊急輸送道路の機能向上や情報通信ネットワークの信頼性向上等を図る。

(2) 地震等の災害発生時に『道の駅』が一時避難場所や救助復旧活動の拠点として活用できるような防災拠点化施設の整備を推進する。

- (3) 災害時における安全な道路交通を確保するため、災害状況、交通規制等に関する情報を提供する既存IT設備の有効活用を図る。
- (4) 地震、豪雨、豪雪等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保のため、既存IT設備の信頼性向上を図る。

2 計画の内容

- (1) 電線類の地中化を行う。
 - ア 国道1号本宮地区（大津市）、国道1号上鉤地区（栗東市）、国道8号川崎町地区（長浜市）、国道8号東沼波地区（彦根市）の事業継続
 - イ 国道1号月輪地区（草津市～大津市）の新規事業化
- (2) 道の駅『竜王かがみの里』と『マキノ追坂峠』において、災害時の防災拠点化に向けた工事を実施。
- (3) 災害、危険箇所、交通規制等におけるCCTVの有効活用を図る。また、道路交通情報システムを活用した積雪状況や規制情報の情報共有を図る。
- (4) 老朽化による障害など信頼性が低下している機器について、順次、修理・更新を行い、機器動作の安定性、信頼性向上を図る。

種 別	(12)災害に備えた道路交通環境の整備
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 災害に強い交通安全施設等の整備
- (2) 災害発生時における交通規制
- (3) 災害発生時における情報提供の充実

2 計画の内容

- (1) 災害に強い交通安全施設等の整備
 - ア 老朽化した信号機や道路標識・道路標示の計画的更新を推進する。
 - イ 住民の避難路や緊急交通路を的確に確保するため、交通監視カメラや交通情報板等の維持管理・更新を推進する。
 - ウ 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備を推進する。
- (2) 災害発生時における交通規制
 - 緊急車両等の交通ルートを確保するため、迅速かつ的確な交通規制を実施する。
- (3) 災害発生時における情報提供の充実
 - 緊急交通路や緊急輸送道路等の確保および走路利用者等に対する道路交通情報の提供等に資する交通監視カメラや車両感知器の適切な維持管理・更新を推進する。

種 別	(12)災害に備えた道路交通環境の整備
実施機関	土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震の震災や自然災害等を踏まえ、災害に強い安全な道路づくりを目指す。

地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。

平成8年度道路防災総点検において落石崩壊等の危険があると認められた要対策箇所での災害防除事業を実施する。

2 計画の内容

災害発生等に備えた安全の確保

(単位：千円)

工 種	補 助 事 業	
	箇所数	事業費
災 害 防 除	11	1,047,109

種 別	(13)総合的な駐車対策の推進
実施機関	警察本部交通指導課

1 計画の実施方針および重点

(1) 違法駐車車両への取締り活動の強化による駐車秩序の確立

(2) 放置駐車違反車両使用者に対する責任追及

2 計画の内容

(1) 違法駐車車両への取締り活動の強化による駐車秩序の確立

違法駐車対策は、円滑な交通流の確保や歩道等が設置されていない道路における歩行者等の安全な通行を確保し、良好な道路交通環境を確立する上で重要であるため、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締り活動を推進する。

また、地域の違法駐車の実態に即した取締り活動を実施するため、

ア 駐車監視員活動ガイドラインの定期的な見直し

イ 地域住民の意見や要望の把握

を行い、駐車秩序を確立する。

(2) 放置駐車違反車両の使用者に対する責任追及

放置違反金の納付命令による使用者責任の追及を実効的なものとするため、

ア 車検拒否制度の有効活用

イ 放置駐車常習者に対する使用制限命令の適用

ウ 任意納付に応じない悪質滞納者への適正な滞納処分の執行

を行い、放置違反金制度に基づく違法駐車対策を推進する。

種 別	(13)総合的な駐車対策の推進
実施機関	警察本部交通規制課、商工観光労働部中小企業支援課

1 計画の実施方針および重点

- (1) きめ細かな駐車規制の推進（交通規制課）
- (2) 補助制度を利用した駐車場の整備の推進（中小企業支援課）

2 計画の内容

- (1) 地域住民等の意見要望を踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即したきめ細かな駐車規制を推進する。
- (2) 自治振興交付金(商店街基盤施設等整備事業)により商店街顧客専用駐車場の借地料および共同駐車場の設置に対して支援を行う。

種 別	(14)道路交通情報の充実
実施機関	近畿総合通信局

1 計画の実施方針および重点

道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交
通を確保するため、道路情報提供装置等の整備による情報収集・提供体制の充実を図る。

- (1) 情報収集・提供体制の充実
- (2) ITSを活用した道路交通情報の高度化

2 計画の内容

(1) 情報収集・提供体制の充実

ア 中波カーラジオを活用した道路交通情報を提供する路側通信システムの適切な運用を推進する。

イ 各種イベント会場周辺の交通安全確保等の有効な情報提供手段として、会場における臨時の放送局の開設を推進する。

ウ コミュニティ放送局は、市町の一部地域を対象に放送を行うFM放送で、当該地域に密着したきめ細かな道路交通情報や商店街等の駐車場情報をリアルタイムで提供できるため、円滑な交通の確保に寄与している。

滋賀県内では、令和5年4月1日までに4局が開局し、今後も周波数事情が許す限りの普及を図る。

(2) ITSを活用した道路交通情報の高度化

交通の分散による交通渋滞の解消、交通の安全と円滑化を図るため、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するVICSやITSスポット等の整備・拡充を推進する。

種 別	(14)道路交通情報の充実
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

- (1) 利用者サービスの向上を図るため、インターネット等広く普及している情報通信を活用して即時に道路交通情報提供を行う利用者サービスの向上に努める。
- (2) 分かりやすい道路交環境の確保を行う。

2 計画の内容

- (1) 冬期積雪箇所CCTV画像のインターネット提供を継続して実施する。
- (2) 主要な幹線道路の交差点および交差点付近において、ルート番号等を用いた案内標識の設置の推進、案内標識の英語表記改善の推進により、国際化の進展への対応に努める。

種 別	(14)道路交通情報の充実
実施機関	土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

多様化するドライバーのニーズに応えるとともに安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路情報提供装置や監視カメラの整備とHPやSNS等を利用した道路情報提供体制の充実を図る。

2 計画の内容

必要に応じ適切な箇所に道路情報提供装置や監視カメラの新設、あるいは既設設備の更新を行うとともに、道路情報板に加え、LINE情報「しらしが」やホームページ「ロードネット滋賀」、ツイッター「滋賀県道路保全課」を利用し、道路情報提供の強化を図る。

種 別	(14)道路交通情報の充実
実施機関	西日本高速道路(株)関西支社

計画の内容

道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路情報板、路側通信システム、交通情報携帯サイト(アイハイウェイ)等により、情報提供体制の充実に努める。

また、お客さまセンターにて24時間体制でお客さまの問合せに対応する。

種 別	(15)交通安全に寄与する道路交通環境の整備
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

道路利用の適正化を推進するために、不法占用調査および指導、特殊車両の指導取締を引き続き実施する。

2 計画の内容

- (1) 不法占用を調査し、適正化の指導を行う。
- (2) 豊郷計量所において12回の特殊車両指導取締を行う。

種 別	(15)交通安全に寄与する道路交通環境の整備
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 道路の使用および占用の適正化等

(2) 地域に応じた安全の確保

2 計画の内容

(1) 道路の使用および占用の適正化等

安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路使用許可の適正な運用を行う。

(2) 地域に応じた安全の確保

冬期の安全な道路交通を確保するため、気象や路面状況等の情報を的確に収集するとともに、適切な情報提供を行う。

種 別	(15)交通安全に寄与する道路交通環境の整備
実施機関	土木交通部道路保全課

計画の内容

- 1 占用の許可に当たっては、許可条件の順守、占用物件等の維持管理の観点から適正化の指導を行う。
- 2 道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、道路が破損していたり、異常気象等により被害が想定されたりする場合等には、道路法に基づき通行の禁止または制限を行う。
- 3 冬期の安全な道路交通を確保するため、冬期積雪・凍結路面对策として予防的かつ計画的な通行規制や集中的な除雪作業、凍結防止剤散布の実施、消融雪施設等の更新を推進するとともに、気象、路面状況等の情報を収集し、道路利用者に提供する。

種 別	(15)交通安全に寄与する道路交通環境の整備
実施機関	土木交通部都市計画課

1 計画の実施方針および重点

路上遊戯等による子どもの交通事故防止を図るため、都市公園の整備を推進する。

2 計画の内容

子どもの遊び場等の確保 (単位：千円)

種 別		箇所数	事業費
市 町 事 業	近隣公園	1	83,200
	地区公園	2	74,200
	運動公園	4	1,263,095
	総合公園	1	200,000
	都市緑地	1	195,174
県 事 業	総合公園	2	923,000
	広域公園	1	100,000
計		12	2,838,669

種 別	(16)ウォークラブルな公共空間の整備
実施機関	土木交通部都市計画課

計画の内容

車中心から人中心の空間に転換するまちなかの歩ける範囲における既存ストックの修復および利活用を図る。

まちなかウォークラブル推進事業 (単位：千円)

種 別	箇所数	事業費
市町事業	5	216,836
合 計	5	216,836

第 2 節 交通安全思想の普及徹底

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	健康医療福祉部子ども・青少年局、土木交通部道路保全課、警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

[ア 幼児に対する交通安全教育]

- (1) 幼児交通安全クラブ（カンガルークラブ）の結成促進と育成の強化（道路保全課）
- (2) 指導者の育成と資質の向上（道路保全課）
- (3) 幼児に対する交通安全教育の教材の充実（道路保全課、交通企画課）
- (4) 保育所等における交通安全指導の強化（子ども・青少年局）

2 計画の内容

(1) 幼児交通安全クラブ（カンガルークラブ）の結成促進と育成の強化

就学前の幼児と母親を対象とした幼児交通安全クラブ（カンガルークラブ）の結成を促進するとともに、既成クラブに対する育成指導を強化する。

(2) 指導者の育成と資質の向上

市町交通指導員、各クラブ指導者を対象に合同研修会を開催するほか、指導資料を作成して資質の向上を図る。

(3) 幼児に対する交通安全教育の教材の充実

市町、幼児交通安全クラブ（カンガルークラブ）等を通じて、交通安全教育を効率的に実施するためのビデオ、DVDおよび資料等を提供し、幼児に対する交通安全教育を推進する。

基本的な交通ルールを順守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な知識・技能を習得させるため、幼稚園、保育所、認定こども園等と連携して紙芝居等の視聴覚教材を活用した交通安全教室等の実施に努める。

(4) 保育所等における交通安全指導の強化

保育所等に対して、日常の保育活動や遊びの中で、交通安全に関する注意力、事故防止等、幼児の交通安全教育を推進する。

また、保育所等の通所時および園外活動における安全の確保等について、指導監査時や通知等により要請する。

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	教育委員会事務局幼小中教育課、教育委員会事務局生涯学習課、教育委員会事務局保健体育課、警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

[イ 小学生に対する交通安全教育]

児童が交通ルールの順守等規範意識を高め、被害者にも加害者にもならないように啓発を進める。特に、自転車による事故を防止するために、自転車運転のマナー指導を進める。

2 計画の内容

(1) 交通安全指導の充実

- ア 交通安全教育は、学校教育活動全体を通じて指導することになっているが、特に教科「体育・保健体育」、学級活動（ホームルーム活動）および学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間、生活科等を中心とした指導の充実とその時間の確保に努める。
- イ 教職員の資質の向上を図るための研修会、講習会を開催する。
 - (ア) 交通安全教育指導者講習会 令和5年8月3日開催
 - (イ) 子どもの安全確保に関する連絡協議会 令和5年6月23日
令和6年2月2日内容：市町安全担当者、関係機関により交通安全・災害安全・生活安全の3点について協議を行う。
- ウ 滋賀県学校安全調査により、警察による交通安全教室の実施状況を調べ、研修会等で状況報告と交通安全教育の推進をする。
- エ 県内の交通事故状況を市町教育委員会や市町小中学校、県立学校に周知し交通安全の啓発を行う。交通事故速報に関する統計資料を12月末と3月末に通知する。
- オ 市町立小・中学校・義務教育学校および県立学校生徒指導・教育相談担当連絡協議会、高等学校等生徒指導連絡協議会、生徒指導上の課題解決に係る管理職研修などの機会に管理職や生徒指導主任・主事に対して、発達段階に応じて授業やホームルーム活動で交通安全について啓発・指導を行うよう依頼する。
- カ 歩行者および自転車利用者として必要な技能・知識を習得させるとともに、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識および能力を高めるため、小学校等と連携して、学校周辺等の道路の具体的な危険箇所を取り上げ関心を持たせる工夫を凝らすなど、効果的な交通安全教育の実施に努める。

(2) 交通安全管理指導体制の確立

- ア 各学校における安全主任の設置と校務分掌における位置付け
- イ 通学路の安全点検、危険箇所の整備
- ウ 通学用自転車の点検整備の徹底
- エ 校内研修の充実と交通安全指導体制の確立
- オ PTA、地域、関係団体との連携

(3) 小学生に対する啓発の推進

- ア 長期休業前に「交通安全県民運動実施要綱」等を添付した「児童生徒の指導・保護者への啓発等について」（通知）をすべての公立小学校に送付して、その中で交通安全について小学生・保護者への啓発を依頼し、小学生が被害者にも加害者にもならないようにする働きかけを行う。
- イ 「学校支援メニュー」に登録されている「安全」に関する「交通安全教室」等について、学校での活用促進を図る。

(4) 学校、PTA等に対する「交通安全子供自転車大会」への参加要請

(5) 自転車損害賠償保険加入と自転車乗車時のヘルメット着用の推進

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	教育委員会事務局幼小中教育課、教育委員会事務局生涯学習課、教育委員会事務局保健体育課、警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

〔ウ 中学生に対する交通安全教育〕

生徒が交通ルールの順守等規範意識を高め、被害者にも加害者にもならないように啓発を進める。特に自転車による事故を防止するために、自転車運転のマナー指導を進める。

2 計画の内容

(1) 交通安全指導の充実

ア 交通安全教育は、学校教育活動全体を通じて指導することになっているが、特に教科「体育・保健体育」、学級活動（ホームルーム活動）および学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間、生活科等を中心とした指導の充実とその時間の確保に努める。

イ 教職員の資質の向上を図るための研修会、講習会を開催する。

(ア) 交通安全教育指導者講習会 令和5年8月3日開催

(イ) 子どもの安全確保に関する連絡協議会 令和5年6月23日
令和6年2月2日

内容：市町安全担当者、関係機関により交通安全・災害安全・生活安全の3点について協議を行う。

ウ 滋賀県学校安全調査により、警察による交通安全教室の実施状況を調べ、研修会等で状況報告と交通安全教育の推進をする。

エ 県内の交通事故状況を市町教育委員会や市町小中学校、県立学校に周知し交通安全の啓発を行う。交通事故速報に関する統計資料を12月末と3月末に通知する。

オ 市町立小・中学校・義務教育学校および県立学校生徒指導・教育相談担当連絡協議会、高等学校等生徒指導連絡協議会、生徒指導上の課題解決に係る管理職研修などの機会に管理職や生徒指導主任・主事に対して、発達段階に応じて授業やホームルーム活動で交通安全について啓発・指導を行うよう依頼する。

カ 自転車で安全に道路を通行するために必要な技能・知識を習得させるとともに、自己の安全だけでなく他人の安全にも配慮できるようにするため、中学校等と連携した自転車教室等の実施に努める。

(2) 交通安全管理指導体制の確立

ア 各学校における安全主任の設置と校務分掌における位置付け

イ 通学路の安全点検、危険箇所の整備

ウ 通学用自転車の点検整備の徹底

エ 校内研修の充実と交通安全指導体制の確立

オ PTA、地域、関係団体との連携

(3) 中学生に対する啓発の推進

長期休業前に「交通安全県民運動実施要綱」等を添付した「児童生徒の指導・保護者への啓発等について」（通知）を全ての公立中学校に送付して、その中で交通安全について中学生・保護者への啓発を依頼し、中学生が被害者にも加害者にもならないようにする働きかけを行う。

(4) 関係機関との連携

「学校支援メニュー」に登録されている「安全」に関する「交通安全教室」等について、学校での活用促進を図る。

(5) 自転車損害賠償保険加入と自転車乗車時のヘルメット着用の推進

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	教育委員会事務局幼小中教育課、教育委員会事務局生涯学習課、教育委員会事務局保健体育課、警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

〔エ 高校生に対する交通安全教育〕

生徒が交通ルールの順守等規範意識を高め、被害者にも加害者にもならないように啓発を進める。特に自転車による事故を防止するために、自転車運転のマナー指導を進める。また、滋賀県公立高等学校PTA連合会からの要請を受けて、連携して「3 + 1 ない運動」を進め、自動二輪車等の事故防止に努める。

2 計画の内容

(1) 交通安全教育の実施

ア 交通安全教育は、学校教育活動全体を通じて指導することになっているが、特に教科「体育・保健体育」、学級活動（ホームルーム活動）および学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間、生活科等を中心とした指導の充実とその時間の確保に努める。

イ 教職員の資質の向上を図るための研修会、講習会を開催する。

(ア) 交通安全教育指導者講習会 令和5年8月3日開催

(イ) 子どもの安全確保に関する連絡協議会 令和5年6月23日

令和6年2月2日

内容：市町安全担当者、関係機関により交通安全・災害安全・生活安全の3点について協議を行う。

ウ 滋賀県学校安全調査により、警察による交通安全教室の実施状況を調べ、研修会等で状況報告と交通安全教育の推進をする。

エ 県内の交通事故状況を市町教育委員会や市町小中学校、県立学校に周知し交通安全の啓発を行う。交通事故速報に関する統計資料を12月末と3月末に通知する。

オ 二輪車の運転者および自転車利用者として必要な技能・知識を習得させるとともに、交通社会の一員としての責任を持った行動ができるよう、高校、関係団体等と連携した自転車教室や、二輪車の運転免許取得者を対象とした講習会等の実施に努める。

カ 市町立小・中学校・義務教育学校および県立学校生徒指導・教育相談担当連絡協議会、高等学校等生徒指導連絡協議会、生徒指導上の課題解決に係る管理職研修などの機会に管理職や生徒指導主任・主事に対して、発達段階に応じて授業やホームルーム活動で交通安全について啓発・指導を行うよう依頼する。

(2) 交通安全管理指導体制の確立

- ア 各学校における安全主任の設置と校務分掌における位置付け
- イ 通学路の安全点検、危険箇所の整備
- ウ 通学用自転車の点検整備の徹底
- エ 校内研修の充実と交通安全指導体制の確立
- オ PTA、地域、関係団体との連携

(3) 生徒に対する啓発の推進

長期休業前に「交通安全県民運動実施要綱」等を添付した「児童生徒の指導・保護者への啓発等について」（通知）を全ての県立高等学校に送付して、その中で交通安全について生徒・保護者への啓発を依頼し、生徒が被害者にも加害者にもならないようにする働きかけを行う。

(4) 関係機関との連携

「学校支援メニュー」に登録されている「安全」に関する「交通安全教室」等について、学校での活用促進を図る。

(5) 自転車損害賠償保険加入と自転車乗車時のヘルメット着用の推進

県立高校1年生に自転車ヘルメット着用啓発チラシを配布する。

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	土木交通部道路保全課、教育委員会事務局生涯学習課、交通企画課

1 計画の実施方針および重点

〔オ 成人に対する交通安全教育〕

- (1) あらゆる機会を利用しての交通安全教育の推進（道路保全課）
- (2) 関係団体等に対する交通安全の呼びかけ（道路保全課）
- (3) 関係機関・団体等に対する交通安全活動の指導強化（道路保全課）
- (4) 効果的な交通安全教育の推進（道路保全課、生涯学習課、交通企画課）

2 計画の内容

(1) あらゆる機会を利用しての交通安全教育の推進

県が実施する研修会等において交通安全に対する認識を深めるように呼びかける。

(2) 関係団体等に対する交通安全の呼びかけ

関係機関・団体等において、幼児から高齢者に至るまでの年齢層、道路利用形態別に応じた交通安全教育が推進されるよう呼びかける。

(3) 関係機関・団体等に対する交通安全活動の指導強化

関係機関・団体等において、幼児から高齢者に至るまでの年齢層、道路の利用形態別に応じた交通安全教育が総合的、組織的に行われるよう指導を強化するとともに、交通安全に関する資料の提供など積極的な支援を行う。

(4) 効果的な交通安全教育の推進

- ア 対象別に、より交通実態に即した実践的な交通安全教育を継続的に推進する。
- イ 関係機関・団体等との連携による計画的な交通安全教育を推進する。
- ウ 成人から高齢者に至るまでの段階的に創意工夫した交通安全教育を実施する。
- エ 県、市町、学校、関係民間団体および家庭が互いに連携を図る。
- オ 指導者の育成、教材等の充実、ホームページやしらがメールを活用して情報発信を行い、交通安全意識を高める。

- カ 「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知と正しい自転車の乗り方、マナーの徹底および自転車の損害賠償責任保険の普及促進を図る。
- キ 事業所主体による自動車および自転車安全教育の支援を行う。
- ク 講習は、安全運転に必要な技能・技術および危険予測・回避能力に関する講習、交通事故被害者の心情等、交通事故の悲惨さを理解させる講習、交通安全意識・交通マナーの向上および交通ルールを順守させるための講習等を行う。
- ケ 視聴覚ライブラリー（しが生涯学習スクエア）において、交通安全や自転車の正しい乗り方に関する視聴覚教材を整備し貸出す。
- コ 自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時および免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努める。大学生・専修学校生等に対しては、学生の自転車や二輪車、自動車の事故・利用等の実態に応じ、関係機関・団体等と連携した交通安全教育の実施に努める。

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	警察本部交通企画課、健康医療福祉部医療福祉推進課、土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

〔カ 高齢者に対する交通安全教育〕

- (1) 関係団体等を通じた啓発の推進（医療福祉推進課）
- (2) 高齢者のための実践的な交通安全教育の推進（道路保全課）
- (3) 参加・体験・実践型交通安全教育の推進（交通企画課、道路保全課）
- (4) 地域の関係機関・団体等と連携した交通安全教室、訪問指導活動の実施（交通企画課、道路保全課）

2 計画の内容

(1) 関係団体等を通じた啓発の推進

県老人クラブ連合会が開催する大会や研修会、会議等において高齢者の交通事故防止について啓発を行うとともに、各市町の老人クラブ連合会等での積極的な交通安全研修会の実施につなげていく。また、県老人クラブ連合会の広報誌等を活用して、交通安全意識の高揚に向けた広報活動を実施する。

滋賀県レイカディア大学において高齢者の交通安全についての講座を実施し交通安全意識の普及啓発を図る。

(2) 高齢者のための実践的な交通安全教育の推進

実地体験を交えた交通安全教室が実施できる交通安全指導員を養成する。

高齢者の交通安全指導員によって地域の高齢者を対象とした実地体験学習事業が開催されるよう支援する。

(3) 参加・体験・実践型交通安全教育の推進

加齢に伴って生じる身体機能の変化が行動に及ぼす影響や道路を横断する高齢歩行者による法令違反に起因する死亡事故が多いことを理解させるように努める。

運転免許を保有していないなど交通安全教育を受ける機会が少なく、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、歩行者および自転車利用者の心得や、運転者側から見た歩行者および自転車の危険行動等について理解の促進を図る。

高齢運転者に対しては、安全な運転に必要な技能・知識を再確認させるため、危険予測トレーニング機器（KYT）や運転技能自動評価システム（オブジェ）等の交通安全教育機器を積極的に活用した参加・体験・実践型の講習会の実施に努める。

バーチャルリアリティ（VR）機器を活用し、交通事故の疑似体験をさせることにより、交通ルールの順守、安全確認の重要性等について再認識を図る。

(4) 地域の関係機関・団体等と連携した交通安全教室、訪問指導活動の実施

交通安全団体で組織された交通安全ボランティアや、平素から高齢者と接する機会が多い自治会役員等の関係機関・団体等と連携した交通安全教室の開催や、各地域において交通安全教育の受講機会が少ない高齢者を対象とした家庭訪問を実施し、交通安全パンフレット、反射材用品等を配布するなどして、事故実態に応じた具体的な個別指導・助言等を行う。

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	警察本部交通企画課

計画の内容

〔キ 障害者に対する交通安全教育〕

交通安全のために必要な技能および知識の習得のための交通安全教室を開催するなど障害の種別や程度に応じ、きめ細かい交通安全教育の実施に努める。

種 別	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機関	警察本部交通企画課

計画の内容

〔ク 外国人に対する交通安全教育〕

我が国の交通ルールやマナーに関する知識の普及による交通事故防止を目的として、母国との交通ルールの違いや交通安全に対する考え方の違いを理解させるなど、効果的な交通安全教育の実施に努めるとともに、外国人を雇用する使用者等を通じ、外国人の講習会等の実施に努める。

種 別	(2)効果的な交通安全教育の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

計画の内容

長期的に交通安全の水準を向上させ、交通事故を防止するため、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に基づき、段階的かつ体系的に参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

また、従前の取組に加え、動画を活用した学習機会の提供、ウェブサイトやSNS等の各種媒体の積極的活用など、時代に即した交通安全教育や広報啓発活動について、効果的に推進する。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	土木交通部道路保全課、警察本部交通企画課、西日本高速道路(株)関西支社

1 計画の実施方針および重点

〔ア 交通安全運動の推進（県民総ぐるみ運動）〕

- (1) 交通安全県民総ぐるみ運動の効果的な推進
- (2) 横断歩道利用者ファースト運動の実施
- (3) 近江路交通マナーアップ運動の実施
- (4) 高齢者「三方よし」運動の実施
- (5) 前照灯早め点灯運動の実施
- (6) 自転車安全利用の推進
- (7) 高速道路における交通安全運動の推進

2 計画の内容

(1) 交通安全県民総ぐるみ運動の効果的な推進

県民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの順守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるための絶好の機会であることから、時節や交通情勢を反映した重点を設定し、運動の趣旨等を広く周知するため、活動施策の推進方法について、従来の手法にとらわれることなく不断の見直しを行う。また、運動の際には、「交通事故死ゼロを目指す日」とも連動して取組を行う。

さらに、地域住民が積極的に運動に参加することができるよう、要望・意見等を反映させるとともに、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体や交通ボランティアの活性化および参加促進を図り、特に、次世代の交通安全意識の向上を図るため、学生、社会人等の参加を一層促進するなど、地域の実情に応じた取組を展開する。

ア 年間を通じて実施する強調日（月）

交通安全啓発日	毎月1日※
自転車安全利用日	毎月1日※
近畿交通安全日	毎月15日
高齢者交通安全の日	毎月15日
シートベルト・チャイルドシート着用啓発日	毎月20日※
横断歩道利用者ファースト運動啓発日	毎月25日※
近江路交通マナーアップ啓発日	毎月25日※
ノーマイカーデー(公共交通機関利用促進日)	毎週金曜日
飲酒運転根絶啓発日	毎月第4金曜日
飲酒運転について考える日	毎月第4金曜日
交通事故死ゼロを目指す日	5月20日・9月30日
自転車安全利用月間	5月（1か月間）

（※ ただし、実施日が土日祝日に当たる場合は次の平日に当たる日とする）

イ 期間を定めて実施する運動

運 動 名	期 間
春の全国交通安全運動	5月11日（木）～5月20日（土）
夏の交通安全県民運動	7月15日（土）～7月24日（月）
秋の全国交通安全運動	9月21日（木）～9月30日（土）
年末の交通安全県民運動	12月1日（金）～12月31日（日）
新入学（園）児と高齢者の交通事故防止運動	令和6年3月15日（金）～ 4月15日（月）

(2) 横断歩道利用者ファースト運動の実施

ドライバーと歩行者双方が横断道上において、交通事故防止に向けたコミュニケーションを取り合うことで信号機のない横断歩道における歩行者の安全確保と交通事故を防止できるよう交通安全県民総ぐるみ運動として実施する。

運動の期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(3) 近江路交通マナーアップ運動の実施

滋賀県内の幹線道路および主要路線において、関係機関と連携して道路利用者に対し、前照灯の早めの点灯や後部座席を含めた全席シートベルトの着用、自転車の安全利用など、交通法令の順守や交通マナーの実践を街頭や個別機関、団体等で呼びかけを行い、交通事故総量と交通事故死者数が減少するよう交通安全県民総ぐるみ運動として実施する。

運動実施日：県下一斉街頭啓発日…5月25日・10月25日

通常月の啓発日…原則として毎月25日

実施期間：県下一斉街頭啓発日…それぞれの地域の交通実態に応じた概ね1時間

通常月の啓発日…各機関・団体の実情に応じ実施

(4) 高齢者「三方よし」運動の実施

高齢者が関係する交通死亡事故状況を分析すると、高齢ドライバーについては、夜間、天候不良または遠距離運転時の発生が高い割合を占めており、高齢歩行者については、夜間の道路横断中に被害に遭うケースが多いことから、注意点を呼びかけ、高齢者が関係する交通事故総量と交通事故死者数が減少するよう交通安全県民総ぐるみ運動として実施する。

運動の期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(5) 前照灯早め点灯運動の実施

特に夕暮れ時は、車両の視認性の低下や、前照灯点灯のタイミングの遅れから、交通事故が多発傾向にあるため、車両の視認性の向上と、ライト点灯という能動的な交通安全行動により運転者の安全意識を高めるとともに、夜間時は、前照灯をこまめにハイビームへ切り替えることで緊張感を保持し、交通事故の総量を抑制し重大事故を防止できるよう交通安全県民総ぐるみ運動として実施する。

運動の期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。

(6) 自転車安全利用の推進

一層の自転車の安全利用を推進するため、毎月1日の「自転車安全利用日」と5月の「自転車安全利用月間」に、自転車の安全利用に関する啓発活動を実施する。

(7) 高速道路における交通安全運動の推進

春・秋の全国交通安全運動、夏・年末の交通安全県民運動等を高速道路交通警察隊等と合同で実施し、高速道路における運転マナーおよび交通安全に関する啓発活動を実施する。また、横断幕・懸垂幕・道路情報板・ハイウェイラジオ・休憩施設のトイレボードを活用し、交通安全を啓発する。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

計画の内容

〔イ 横断歩行者の安全確保（横断歩道利用者ファースト運動）〕

- 1 運転者に対し、子ども・高齢者・障害者をはじめとする歩行者に対する保護意識の高揚を図るため、運転者教育や安全運転管理者による指導、広報啓発活動等により、歩行者の特性を理解させる効果的な交通安全教育等の実施に努める。
- 2 本来歩行者の保護が図られるべき横断歩道上においても、歩行者が被害者となる交通事故が発生していることから、これらの交通事故を防止するため、運転者に対して、横断歩道手前での減速義務と横断歩道において歩行者を優先する義務について強く周知する。歩行者に対しても、横断歩道外横断や走行車両の直前直後横断の法令違反が多い実態を踏まえ、横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うことといった交通ルールの順守を促す指導啓発を推進する。また、手を上げる・差し出す、運転者に顔を向けるなど、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけるといった、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進する。
- 3 薄暮時から夜間における歩行者や対向車の早期発見による交通事故防止対策として、前照灯の早めの点灯や上向き点灯（対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用）について広報啓発を強化する。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	土木交通部道路保全課

計画の内容

〔ウ 自転車の安全利用の推進（ビワイチ等）〕

知事より委嘱を受けた「自転車安全利用指導員」が、県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、企業等で自転車交通安全教室の実施、街頭等における自転車条例の周知を呼びかける啓発および自転車安全利用の指導の実施等を行う。

事業計画

活動内容	種別	事業量
交通安全教室	実施回数	50回
街頭啓発	対象人数	200回
自転車販売店への指導	指導店舗数	200店
ビワイチ参加者への啓発	実施回数	200回

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

〔ウ 自転車の安全利用の推進（ビワイチ等）〕

- (1) 全ての自転車利用者に対するルールの周知
- (2) 自転車利用者に対する街頭指導の強化
- (3) 自転車用ヘルメットの着用促進
- (4) 全ての年齢層に対する自転車安全教育の推進
- (5) 自転車の安全性の確保
- (6) 特定小型原動機付自転車に関する交通ルールの周知と安全教育の推進

2 計画の内容

(1) 全ての自転車利用者に対するルールの周知

ア 「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に規定する自転車交通安全教育および自転車の安全で適正な利用に関する取組を推進する。

イ 県および市町、学校、自転車関係事業者等と連携し、交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）や自転車安全利用五則（「自転車の安全利用の促進について」（令和4年11月1日交通対策本部決定）別添）を活用するなどして、効果的な広報啓発活動を実施し、全ての自転車利用者に対して自転車の通行ルール等の周知を図る。

ウ 自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、推進委員や地方公共団体の交通指導員、地域住民等と協働して街頭における指導啓発活動を積極的に推進する。

エ 自転車は、極めて身近な交通手段であり、配達や通勤・通学をはじめ、様々な目的で利用されているが、交通ルールやマナーに違反する行動が多く、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しているため、交通安全教育の充実を図る。

オ 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛け、自転車配達員への街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール順守の呼びかけ等を推進する。

カ 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の制度を適切に運用し、自転車利用者のルールに対する遵法意識を醸成する。

キ 加えて、幼稚園、保育所、認定こども園等と連携し、幼児を自転車の幼児用座席に乗車させる際の乗車用ヘルメットおよびシートベルトの着用について、降園前の時間を活用するなど、保護者を対象とした広報啓発を推進する。特に、幼児二人同乗用自転車については、転倒防止や安全利用を促進するため、参加・体験・実践型による従来の交通安全教室のほか、SNS等による動画や情報の発信、リーフレットの作成・配布等による情報提供および注意喚起等の各種広報啓発を推進する。

ク 自転車の利用者が加害者となる事故が後を絶たないこと等に鑑み、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに、具体的な事故事例を示すなどして、損害賠償責任保険等の加入の必要性について、自転車利用者に理解させるよう努める。

(2) 自転車利用者に対する街頭指導の強化

商店街、通学路など自転車通行の多い道路等で、関係機関・団体、自転車安全整備士、地域住民等が協働して自転車利用者に対する街頭指導・啓発活動を実施する。

(3) 自転車用ヘルメットの着用促進

令和5年4月1日から、全ての年齢層の自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用の努力義務が課されていることから、自転車事故の実態や乗車用ヘルメットの着用による被害軽減効果についての広報啓発活動を推進し、全ての年齢層の自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用の徹底を図るとともに、保護者に対しては、幼児や児童が自転車に乗車する際の乗車用ヘルメットの着用の徹底を図る。

(4) 全ての年齢層に対する自転車安全教育の推進

学校、教育委員会等と連携して、児童・生徒に対する自転車安全教育の実施に努めるとともに、スタントマンによる交通事故の再現や自転車シミュレーターの活用等による参加・体験・実践型の自転車教室を開催するなど、教育内容の充実を図る。

また、発生しやすい事故類型や交通ルールが定められている理由等の説明、児童・生徒間で交通ルールについて理解を深めるプログラム等、現行の自転車安全教育の技法を参考にしつつ、更に工夫を加えた技法で教育を行うよう努める。

さらに、自転車安全教育を受ける機会が少ない大学生、成人等に対する自転車安全教育の機会を提供するため、大学等の教育機関や企業等における教育の促進を図る。

(5) 自転車の安全性の確保

ア 薄暮時から夜間における自転車事故の防止を図るため、灯火点灯の徹底と反射材用品等の取付けの促進により、自転車の被視認性の向上を図る。

イ 自転車関連の死亡・重傷事故は増加傾向にあり、自転車側の多くに何らかの法令違反が見られることに鑑み、具体的な事件事例を示すなどして、加害者となる場合に備えた損害賠償責任保険等の加入の必要性について、自転車利用者に理解させるよう努める。

(6) 特定小型原動機付自転車に関する交通ルールの周知と安全教育の推進

特定小型原動機付自転車に係る交通ルールについて、関係機関や販売事業者といった関係事業者等と連携し、交通の方法に関する教則を活用するなどして、効果的な交通安全教育を実施するとともに、ウェブサイトやSNS等による動画や情報の発信等の効果的な広報啓発活動を実施して周知を図る。

また、特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習を適切に運用し、特定小型原動機付自転車運転者の交通ルールに対する遵法意識を醸成する。

さらに、乗車用ヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発活動を推進し、特定小型原動機付自転車の運転者に対して、乗車用ヘルメットの着用の徹底を図る。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

計画の内容

〔エ 後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底〕

全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図るため、県および市町をはじめとする関係機関・団体等と連携し、各種講習等のあらゆる機会や各種広報媒体を効果的に活用した広報啓発を図る。

また、後部座席のシートベルト非着用時の致死率は、着用時と比較して格段に高くなるため、後部座席のシートベルト着用の必要性・有効性を周知するとともに、衝突実験映像等を活用するなどして、着用による被害軽減効果を実感できる参加・体験型の交通安全教育の実施に努める。

さらに、高速乗合バス、貸切バス等の乗客のシートベルト着用の徹底を図るため、旅客運送事業者等とも連携して、シートベルト非着用の危険性等を具体的に示した広報啓発活動を強化する。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

計画の内容

〔オ チャイルドシートの正しい使用の徹底〕

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等に適合したチャイルドシートの正しい使用方法および使用効果について、幼稚園、保育所、認定こども園、病院、自動車やチャイルドシートの販売店等と連携して保護者に対する取付け講習会等を開催し、適正な使用方法について指導の徹底等を図る。特に、比較的年齢の高い幼児の保護者に対し、その取組を強化する。

6歳以上であっても、体格等の事情により、シートベルトを適切に着用させることができない子供には、チャイルドシートを使用させることが望ましいことについて、広報啓発に努める。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

計画の内容

〔カ 反射材用品等の普及促進〕

薄暮時・夜間において歩行者および自転車利用者が被害に遭う交通事故を防止するため、子どもや高齢者をはじめとする全ての年齢層を対象として、反射材用品、LEDライト等の視認効果や使用方法等について理解を深め、自発的な着用を促すための参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

また、関係機関・団体と連携した反射材用品等の広報啓発活動を実施する。

さらに、衣服や靴、鞆等への反射材の組み込みを推奨するとともに、適切な反射性能を有する製品についての情報提供に努める。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

〔キ 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育および広報啓発活動等の推進〕

- (1) 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- (2) 広報啓発の推進
- (3) 関係機関・団体・業界との連携の推進

2 計画の内容

(1) 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

飲酒が運転等に与える影響について理解を深めるため、映像機器や飲酒体験ゴーグル等の活用により、体内にアルコールを保有した状態では、安全運転に必要な能力が低下した状態になることを理解させる。

(2) 広報啓発の推進

様々な広報媒体を活用して、飲酒運転の悪質性・危険性および飲酒運転による交通事故実態を積極的に周知するとともに、運転者はもちろんのこと、車両等を提供した者、酒類を提供した者および自己の運送を要求・依頼して同乗した者に対する罰則等についても周知する。

(3) 関係機関・団体・業界との連携の推進

県および市町、交通ボランティア、推進委員、安全運転管理者、酒類製造・販売業、酒類提供飲食店等に対して飲酒運転を防止するための取組を要請するほか、「ハンドルキーパー運動」への参加を広く県民に呼びかけるなどして、地域や職域等における飲酒運転根絶への取組を更に進め、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という県民の規範意識の確立を図る。

また、自動車運転代行業の健全化および利用者の利便性・安心感の向上を図るための施策を推進する。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

計画の内容

〔ク 交差点事故防止対策の推進〕

交差点での交通事故の多くは、信号無視や一時不停止、安全不確認等の基本ルール無視が原因であり、交通ルールを順守させ交通事故を防止するため、関係機関・団体等が連携して、交通監視、街頭指導、啓発活動等を実施するなど、県民に「止まる、見る、待つ」の交差点通行時の基本の周知徹底を図る。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

計画の内容

〔ケ 効果的な広報の実施〕

県民一人ひとりが交通安全を自らの問題として捉え、日常生活の中で交通マナーの向上が図られるよう、県および市町をはじめとする関係機関・団体等と連携して、各種交通安全キャンペーン等を積極的に展開するほか、対象に応じたチラシ、パンフレットの配布や、交通安全ファミリー作文コンクール等の県民の参加を得て行う広報啓発活動等を推進する。

新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に対しては、交通安全関係資料を積極的に、時機を逸することなく提供するなどして、交通安全広報について十分な協力を得られるよう努めるとともに、関係機関・団体等に対してもこれらの資料を積極的に提供し、自主的な交通安全活動の効果的な展開を促進する。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

1 計画の内容

〔コ その他の普及啓発活動の推進〕

- (1) 先端技術を活用した普及啓発活動の推進
- (2) 滋賀県交通安全推進大会の開催

2 計画の内容

(1) 先端技術を活用した普及啓発活動の推進

ア 関係機関・団体等と連携し、安全運転サポート車について、運転免許センター等の警察施設を試乗会の実施場所として提供するほか、自動車教習所等に協力を要請するなど、各種機会を利用して更なる普及啓発に努める。この際、高齢運転者の交通事故の特徴等を周知するとともに、販売事業者を通じ、先進安全技術の限界や使用上の注意点等に対する理解の促進を図る。

また、令和4年5月13日から、申請により、普通自動車免許により運転することができる普通自動車の種類を一定の安全運転支援機能を備える「サポートカー」に限定する条件を運転免許に付与等するサポートカー限定免許の制度が導入されたことから、運転に不安を感じるものの日常生活のための移動手段として自動車の運転が必要な高齢運転者等に対し、同制度の周知を図る。

イ 交通事故の実態について県民の理解を深め、交通事故防止に資する意識の啓発等を行うことができるよう、GIS（地理情報システム）を活用するなどして、交通事故分析情報を分かりやすく公表し、その実態等についての周知を図る。

ウ 先進安全自動車に関する技術の開発・普及が促進されていることを踏まえ、技術に対する過信による事故を防止するため、販売事業者を通じた周知やウェブサイトの活用を含む広報啓発活動により、技術の限界や使用上の注意点等の理解の促進を図る。また、自動運行装置を備えた自動車について、ウェブサイトを活用するなどして、当該装置の機能や使用上の注意点の理解の促進を図る。

(2) 滋賀県交通安全推進大会の開催

県民総ぐるみによる交通安全意識を高め、「交通事故のない安全・安心な滋賀」実現のための新たな決意の場とする「滋賀県交通安全推進大会」を開催する。

種 別	(4)交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
実施機関	土木交通部道路保全課

計画の内容

- 1 児童の通学時間帯における道路横断時等の保護誘導、高齢者のいる家庭に対する訪問指導、幼児や保護者に対する交通安全教育等の活動に従事している民間ボランティア等に対し、その活動が地域の交通事故実態に即して効果的に実施されるように必要な情報の提供、助言等の支援等に努める。
- 2 民間の交通安全教育チームの支援を行う。
- 3 地区交通安全協会、安全運転管理者協会等が実施する交通安全推進事業の支援を行う。各種民間団体に対して、交通安全活動への参加と実践を働きかけ、地域ぐるみの交通安全活動推進体制の確立に努める。
- 4 地区交通安全協会等が実施する交通安全推進事業に対して支援する。
地区交通安全協会(12協会)
高速道路交通安全協議会
滋賀県交通安全女性団体連合会

種 別	(4)交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課

計画の内容

児童の通学時間帯における道路横断時等の保護誘導、高齢者のいる家庭に対する訪問指導、幼児や保護者に対する交通安全教育等の活動に従事している民間ボランティア等に対し、その活動が地域の交通事故実態に即して効果的に実施されるように必要な情報の提供、助言等の支援等に努める。

種 別	(5)住民の参加・協働の推進
実施機関	警察本部交通企画課

計画の内容

交通安全総点検等の際に、その活動が地域の交通事故実態に即して効果的に実施されるように必要な情報の提供、助言等の支援等に努める。

種 別	(5)住民の参加・協働の推進
実施機関	総合企画部県民活動生活課

1 計画の実施方針および重点

地域住民との協働による地域での子ども見守り活動等における交通安全対策の推進

2 計画の内容

- (1) 各地域の自主防犯活動団体等の住民により実施されている「子ども見守り活動」や青色回転灯装着車によるパトロール活動、普段の生活で防犯意識を持ち、子どもや地域のことを気にかける「ながら見守り」を通じて、犯罪被害防止の広報や啓発を行うとともに、交通事故抑止等の交通安全対策の重要性を呼びかける。
- (2) 滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例では、自転車の安全で適正な利用に加え、自転車の防犯対策についても定めていることから、自主防犯活動団体、警察、市町等と協力し、街頭啓発を中心とする各種活動を通じて自転車盗難防止対策、自転車交通ルール順守の徹底を自転車利用者に呼びかける。

種 別	(5)住民の参加・協働の推進
実施機関	健康医療福祉部健康福祉政策課

1 計画の実施方針および重点

ユニバーサルデザインの普及啓発の推進

2 計画の内容

だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に基づき、初めから全ての人を考えに入れて計画し、実施することにより障壁を作らないというユニバーサルデザインの考え方について普及啓発を図る。

第3節 安全運転の確保

種 別	(1)運転者教育等の充実
実施機関	警察本部交通企画課、警察本部運転免許課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 高齢運転者対策の充実・強化
- (2) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実
- (3) 運転者に対する再教育等の充実
- (4) 二輪車安全運転対策の推進
- (5) シートベルト・チャイルドシートおよび乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底
- (6) 危険な運転者の早期排除

2 計画の内容

(1) 高齢運転者対策の充実・強化

ア 高齢運転者に対する安全教育の充実

(ア) 令和4年5月13日から、75歳以上で一定の違反歴のある高齢運転者に対する運転技能検査の制度が施行され、運転免許証の更新時に実車による走行を行い、一時停止等の課題についてその結果が一定の基準に該当する者には運転免許証の更新をしないこととなったことから、同制度の適正かつ円滑な運用に努める。また、高齢者講習および認知機能検査については、各地域の対象者数の将来予測等の情報を委託先である自動車教習所に発信し、高齢者講習等が適切に実施されているか随時指導監督を行うほか、公安委員会による直接実施を拡充して、高齢者講習等の円滑な実施のための取組を行う。

(イ) 申請による運転免許の取消しおよび運転経歴証明書制度について積極的な広報に努めるとともに、公共団体、民間企業等の協力を得て、運転免許証を返納した者に対する公共交通機関の運賃割引、協賛店における割引等の支援措置を充実させ、身体機能の低下等により自動車等の運転に不安を覚える高齢者が自主的に運転免許証を返納しやすい環境づくりを推進する。

イ 臨時適性検査の確実な実施

(ア) 高齢運転者に対する教育の充実を図るため、75歳以上の運転者に対する認知機能検査の適切な運用を図るとともに、同検査に関する問合せ、相談等への対応に当たっては、本人およびその家族の心情に配慮した対応に努める。さらに、関係機関・団体等と連携し、安全運転サポート車について、各種機会を利用して普及啓発に努めるほか、先進安全技術の限界や使用上の注意点等に対する理解の促進を図る。

(イ) 認知機能検査の機会等を通じて、認知症のおそれがある運転者の早期把握に努め、臨時適性検査の確実な実施等により、安全な運転に支障のある者については運転免許の取消等の行政処分を行うとともに、臨時適性検査の円滑な実施のため、認知症専門医等との連携を強化するなど態勢の強化を図る。

ウ 運転免許証の自主返納の推進

加齢に伴う身体機能の低下等により自動車等の安全な運転に不安のある高齢ドライバーやそのご家族が相談することができる窓口の設置や運転免許課における自主返納窓口を拡充するほか、運転免許証を自主返納する意思がありながら諸事情により、窓口に出向くことが困難な方に対して代理人による申請を受け付けるなど、高齢者運転が自主的に運転免許証を返納しやすい環境づくりと各種の情報発信の充実を図る。

エ 申請による安全運転サポート車等限定条件付免許の普及・推進

令和4年5月13日から、申請により、普通自動車免許により運転することができる普通自動車の種類を一定の安全運転支援機能を備える「サポートカー」に限定する条件を運転免許に付与等するサポートカー限定免許の制度が施行されたことから、運転に不安を感じるものの、日常生活のための移動手段として自動車の運転が必要な高齢運転者等に対し、同制度の周知を図る。

オ 高齢者からの相談等に対する適切な対応

高齢者やその家族からの安全運転相談をはじめとしたサポートカー限定免許の付与や免許証の自主返納など、各種相談に対して、高齢者の特性や心情に配慮した適切な対応を行う。

(2) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

ア 自動車教習所における教育の充実

教習指導員や技能検定員に対して定期的な教養を実施するとともに、指定自動車教習所に対する随時検査の実施等により、教習、技能検定等の教育水準の向上を図る。

イ 運転免許取得時における教育の実施

運転免許を新たに取得した者に対し、県警ホームページに掲載されている「合格者のしおり」（運転免許課作成）から抜粋した資料を用いて、運転免許の更新、記載事項の変更、初心運転者期間制度の内容や安全運転のポイント等を説明し、周知促進を図る。

(3) 運転者に対する再教育等の充実

ア 運転免許の取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、更新時講習等においては、運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習内容の充実を図るとともに各種講習用資器材や実車を活用した参加・体験・実践型の運転者教育を推進する。

イ 飲酒運転撲滅のために、取消処分者講習（飲酒取消講習のみ）において、飲酒運転防止DVDを上映するほか、受講者に対し、アルコールのスクリーニングテストを実施し、その結果を踏まえ、必要に応じアルコール依存症に関する相談窓口を利用するように促す。

(4) 二輪車安全運転対策の推進

ア 指定自動車教習所に対して、二輪車の事故事例や発生実態等を取り入れた教習を実施するよう指導する。

イ 原付免許取得時講習において、二輪車の事故事例や発生実態等を取り入れた講習を実施する。

ウ 自転車運転者講習および特定小型原動機付自転車運転者講習を適切に運用して、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為を反復して行った自転車運転者および特定小型原動機付自転車運転者に対し、交通ルールの周知徹底を図る。本講習は当該運転者に対して集中的に交通安全教育を実施することができる機会であるため、危険行為の登録を迅速に行い、時機を逸することなく受講対象者を抽出するとともに、危険行為登録件数の増加に伴う受講対象者の増加にも十分に対応できる体制を整備する。

(5) シートベルト・チャイルドシートおよび乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

更新時講習、停止処分者講習等において、シートベルト、チャイルドシートおよび自転車乗車用ヘルメットの着用効果や非着用時の事故事例等に基づいた指導を行い、正しい着用の呼びかけを推進する。

関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果の啓発等着用推進キャンペーンを積極的に行うとともに、シートベルト、チャイルドシートおよびヘルメット着用義務違反に対する街頭での交通指導取締りを推進する。

(6) 危険な運転者の早期排除

交通事故や交通違反にかかる行政処分対象事案の早期上申・早期執行を図り悪質危険な運転者の早期排除を推進する。

種 別	(2)運転免許制度の改善
実施機関	警察本部運転免許課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 各警察署における運転免許関係手続の簡素化の推進
- (2) 更新時講習の適切な運用と充実・強化
- (3) 各種運転免許申請書のダウンロードサービスの実施
- (4) 安全運転相談の適切な運用
- (5) 申請による安全運転サポート車等限定条件付免許の普及・推進

2 計画の内容

(1) 各警察署における運転免許関係手続の簡素化の推進

県内全警察署に運転免許手続に係る自動受付機設置を計画し、警察署での更新や記載事項変更手続等を行う申請者に対し、申請書への記載事項の省略および事務手続の時間短縮を図り、申請者の利便性向上を図る。

(2) 更新時講習の適切な運用と充実・強化

更新時講習については、守山免許センター、米原サブセンターおよび各警察署（米原警察署除く。）で行っているが、引き続き、県民の利便性に配慮しつつ、内容を充実したビデオ講習等により実施する。

(3) 各種運転免許申請書のダウンロードサービスの実施

滋賀県警察公式ホームページから運転免許申請にかかる各種様式（運転免許申請書など）をダウンロードできるようにしているところであるが、構成を随時見直すなどし、申請者の利便性向上を図る。

(4) 安全運転相談の適切な運用

一定の病気に罹患している者等に対する安全運転相談は、個人のプライバシーに深く関わるとともに、個人の権利・利益に直結する免許の継続の可否判断の基礎となるものであることから、県民の立場に配慮した適切な運用に努める。

(5) 申請による安全運転サポート車等限定条件付免許の普及・推進

令和4年5月13日から施行された改正道路交通法により、申請による安全運転サポート車等限定条件付免許が導入されたことに伴い、運転に不安を覚える高齢運転者等に対し、より安全な自動車に限って運転を継続することができる同免許を普及・推進することで、高齢運転者等の安全運転やモビリティの確保に繋げる。

種 別	(3)安全運転管理の徹底
実施機関	警察本部交通企画課

計画の内容

安全運転管理の適正化に向けた強力な指導等

- 1 企業等における自主的な安全運転管理の推進および安全運転管理者等の資質の向上を図るため、安全運転管理者等の組織化の促進、安全運転中央研修所での研修課程の受講、経歴証明書の企業一括申請による分析表の取得をはじめとする各種運転経歴に係る証明書の活用等による安全運転管理者等の管理下にある運転者の把握、自主的な検討会の開催、無事故無違反運動の実施等について指導を強化する。
- 2 安全運転管理者の業務として、令和4年4月1日から運転前後の運転者に対し、目視等により酒気帯びの有無を確認すること等が加わっているところ、こうした新たな義務の確実な実施について指導を強化するとともに、アルコール検知器を保有している事業所に対しては、これを用いて酒気帯びの有無の確認を行うよう働き掛ける。
- 3 安全運転管理者等の選任状況を的確に把握するとともに、安全運転管理者の選任状況を都道府県警察のウェブサイト上に公開することにより選任の促進を図るほか、自動車保管場所証明業務との連携等により未選任事業所の効果的・効率的な把握に努め、未選任事業所に対して、適切に対処する。安全運転管理者等の選任に当たっては、安全運転管理者制度の目的を踏まえ、使用者に代わるべきものとして、安全運転管理業務を強力かつ効果的に遂行することができる職務上の地位と管理能力を有する者を選任するよう、事業所に対する指導を強化する。

種 別	(4)事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の推進
実施機関	滋賀運輸支局

1 計画の実施方針および重点

- (1) マネジメント等を通じた安全体質の確立
- (2) 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底
- (3) 飲酒運転の根絶
- (4) 新技術を活用した安全対策の推進
- (5) 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策
- (6) 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等

2 計画の内容

(1) マネジメント等を通じた安全体質の確立

事業者の安全管理体制の構築・改善状況に対する運輸安全マネジメント評価にて事業者によるコンプライアンスを徹底・順守する意識付けの取組を適確に確認する。

自動車運送事業等の運行管理者に対する指導講習については、自動車運送事業等の安全を確保するため、事業者に対し、運行管理者に受講させるよう義務付けるとともに、講習の実施者への民間参入を促進する。

(2) 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底

道路運送法等の関係法令等の履行および運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者、重大事故を引き起こした事業者および新規参入事業者等に対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な事業者に対しては、厳格化された基準に基づき厳正な処分を行う。

さらに、バス事業における交替運転者の配置、運転者の飲酒・過労等の運行実態を把握するため、街頭監査を進めていく。

また、事業者団体等関係団体による指導として、国が指定した機関である、適正化実施機関を通じ、過労運転・過積載の防止等、運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。

(3) 飲酒運転の根絶

点呼時にアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認を徹底するよう指導するとともに、常習飲酒者を始めとした運転者や運行管理者に対し、アルコールの基礎知識や節酒方法等の飲酒運転防止の専門的な指導を実施するアルコール指導員の普及促進を図り、事業者における飲酒運転ゼロを目指す。

また、危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無を図るため、危険ドラッグ等薬物に関する正しい知識や使用禁止について、運転者に対する日常的な指導・監督を徹底するよう、事業者や運行管理者等に対し指導を行う。

(4) 新技術を活用した安全対策の推進

事業者による事故防止の取組を推進するため、衝突被害軽減ブレーキ等のASV装置や運行管理に資する機器等の普及促進に努める。

(5) 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策

輸送の安全を図るため、トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組を現場関係者とも一丸となって実施させるとともに、初任運転者や高齢運転者等に対する、より効果的な指導方法の確立など、更なる運転者教育の充実・強化を検討・実施する。

(6) 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等

県、市町および民間団体等において、貨物自動車運送を伴う業務を発注する際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、安全性優良事業所（通称Gマーク認定事業所）の認定状況も踏まえつつ、関係者の理解も得ながら該当事業所が積極的に選択されるよう努める。

種 別	(5)交通労働災害の防止等
実施機関	滋賀労働局

1 計画の実施方針および重点

- (1) 交通労働災害防止対策の周知および指導
- (2) 交通労働災害防止対策を効果的に推進するための関係団体との連携

- (3) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」等の履行を確保するための監督指導および関係機関との連携

2 計画の内容

- (1) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成25年5月28日付け基発0528第2号）に基づく交通労働災害防止対策について、「交通労働災害防止対策の徹底について」（平成28年2月24日付け滋労発基0224第2号）に基づき指導の徹底を図る。
- (2) 交通労働災害の発生時においては、滋賀県警察本部交通部と連携し、原因の究明や同種災害の再発防止対策を図る。
- (3) 一般社団法人滋賀県トラック協会主催の交通安全フェアを後援し、参加勧奨を行うことで、交通労働災害防止のための意識啓発を行う。
また、陸上貨物運送事業労働災害防止協会滋賀県支部主催の安全衛生教育講習会等に講師として参加する。
- (4) 労働基準関係法令および「自動車運転者の労働時間等の改善の基準」に基づく自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督署による監督指導を実施するとともに、地方運輸機関等との連携を図る。

種 別	(6)道路交通に関する情報の充実
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

気象情報（自然現象）における道路交通に向けた取組として、道路情報板等を活用し、広く情報発信を行う。

2 計画の内容

インターネットを通じたCCTV画像の公開や道路情報板、またTwitterによる注意喚起等を引き続き実施する。

種 別	(6)道路交通に関する情報の充実
実施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

迅速な収集・提供

2 計画の内容

交通情報を的確に収集・提供するための交通安全施設の整備を推進する。

種 別	(6)道路交通に関する情報の充実
実施機関	土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

災害時の道路の被災状況や通行規制情報、冬期の降雪状況、路面状況等を収集し、道路利用者に情報提供する。

2 計画の内容

冬期については、HP「ロードネット滋賀」やLINE情報「しらが」、ツイッター「道路保全課」により、大雪が予想される場合には事前に気象情報に加え、出控えや冬用タイヤの装着等の啓発を行うとともに、県内の路面状況や積雪情報等の情報発信を行う。

また、台風や大雨、大雪などにより道路が被災した場合については、速やかにロードネット滋賀やSNS、道路情報提供装置等で情報提供を行う。

種 別	(6)道路交通に関する情報の充実
実施機関	彦根地方气象台

1 計画の実施方針および重点

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICTの活用等に留意し、主に次のことを行う。

- (1) 気象観測予報体制の整備等
- (2) 地震の監視・警報体制の整備等
- (3) 情報の提供等
- (4) 気象知識等の普及

2 計画の内容

(1) 気象観測予報体制の整備等

台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。

(2) 地震の監視・警報体制の整備等

地震による災害を防止・軽減するため、地震活動を常時監視して地震に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。

○緊急地震速報（予報および警報）の利活用の推進

緊急地震速報（予報および警報）について、受信時の対応行動等の更なる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発および精度向上に取り組む。

(3) 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かりやすく提供する。

ア 気象特別警報・警報・予報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル（危険度分布）」や気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。

さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。

イ 緊急地震速報（予報および警報）など

地震による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報および警報）、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

ウ 南海トラフ地震臨時情報等

気象庁長官は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告する。

また、南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には、「南海トラフ地震臨時情報」を、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖における大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合には「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(4) 気象知識等の普及

運輸事業者や防災機関の担当者に対し、特別警報・警報・予報等の伝達等に関する説明会やワークショップ、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布等により、気象、地象、水象に関する知識の普及を行う。

第4節 車両の安全性の確保

種 別	(1)車両の安全性に関する基準等の改善の推進
実施機関	滋賀運輸支局

1 計画の実施方針および重点

- (1) 先進安全自動車（ASV）の普及の促進
- (2) 高齢運転者による事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進

2 計画の内容

(1) 先進安全自動車（ASV）の普及の促進

先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した先進安全自動車（ASV）について、産学官の協力によるASV推進検討会の下、車両の普及の促進を一層進める。

安全運転の責任は一義的には運転者にあることから、運転者の先進技術に対する過信・誤解による事故を防止するため、先進技術に関する理解醸成の取組を推進する。

(2) 高齢運転者による事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進

ペダルの踏み間違いなど運転操作ミス等に起因する高齢運転者による事故が発生していることや、高齢化の進展により運転者の高齢化が今後も加速していくことを踏まえ、高齢運転者が自ら運転をする場合の安全対策として、安全運転サポート車の普及促進等の車両安全対策を推進する。

種 別	(2)自動運転車の安全対策・活用の推進
実施機関	滋賀運輸支局

計画の内容

自動運転機能が作動する走行環境条件への理解など、自動運転車について、ユーザーが過信・誤解することなく、使用してもらえよう取組を推進する。

種 別	(3)自動車の検査および点検整備の充実
実施機関	滋賀運輸支局

1 計画の実施方針および重点

- (1) 自動車の検査の充実
- (2) 自動車点検整備の充実

2 計画の内容

(1) 自動車の検査の充実

道路運送車両（自動車、原動機付自転車、軽車両）の保安基準の拡充・強化に合わせて進化する自動車技術に対応するため、電子化された安全装置の故障診断検査機器の開発、IT化による自動車検査情報の活用等の検査の高度化を進めるなど、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく新規検査等の自動車検査を確実に実施する。

また、指定自動車整備事業制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導を強化する。さらに、軽自動車の検査については、その実施機関である軽自動車検査協会における検査の効率化および検査体制の充実・強化を図る。

(2) 自動車点検整備の充実

ア 自動車点検整備の推進

自動車ユーザーの保守管理意識を高揚させ、点検整備の確実な実施を図るため「自動車点検整備推進運動」を関係者と協力して展開するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進する。

また、自動車運送事業者の車両の安全性を確保するため、自動車運送事業者監査、整備管理者研修等のあらゆる機会に、関係者に対し車両の保守管理について指導する。

なお、車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止を図る。

イ 不正改造車の排除

暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関および自動車関係団体と連携を図り「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を強化し、自動車ユーザーおよび自動車関係事業者等の不正改造防止の意識高揚を図る。

また、不正改造行為の禁止および不正改造車両に対する整備命令制度について、適確な運用に努める。

ウ 自動車特定整備事業の適正化および近代化

点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため、自動車特定整備事業者に対し、整備料金、整備内容の適正化について、消費者保護の観点も含め指導する。

また、自動車特定整備事業者における経営管理の改善や整備の近代化等への支援を進める。

エ 自動車の新技術への対応等整備技術の向上

自動車新技術の採用・普及、車社会の環境の変化に伴い、自動車を適切に維持管理するためには、自動車整備事業がこれらの変化に対応する必要があることから、関係団体からのヒアリングを通じ自動車整備事業の現状について把握するとともに自動車整備事業が自動車の新技術および多様化するユーザーニーズ（使用者の求め）に対応するための環境整備・技術の高度化を推進する。

また、整備主任者等を対象とした技術研修等により、整備要員の技術の向上を図るとともに、新技術が採用された自動車の整備や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用についての説明等のニーズに対応するため、一級整備士制度の活用を推進する。

オ ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化

民間能力の活用等を目的として、指定自動車整備事業制度が設けられているが、ペーパー車検等の不正事案が発生しており、制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を強化する。

種 別	(4)自転車の安全性の確保
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

自転車の安全性の確保

2 計画の内容

- (1) 薄暮時から夜間における自転車事故の防止を図るため、灯火点灯の徹底と反射材用品等の取付けの促進により、自転車の被視認性の向上を図る。また、自転車側の多くに何らかの法令違反が見られることに鑑み、関係団体と連携し県内の学校等で自転車の安全点検促進活動や安全利用講習を行うなど、自転車利用者が定期的に制動装置、ハンドル等の点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに、具体的な事故事例を示すなどして、加害者となる場合に備えた損害賠償責任保険等の加入の必要性について、自転車利用者に理解させるよう努める。
- (2) 自転車販売店等に対し、自転車の点検整備の励行や自転車に関するルールの周知等を通じて、地域における自転車の安全利用の中核として活動するよう、あらゆる機会を通じて啓発に努める。
 - ア 夜間における交通事故防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材等の普及を促進し、自転車の被視認性の向上を図る。
 - イ 自転車事故により被害が大きくなりやすい、幼児、児童、生徒および高齢者の乗車用ヘルメットの着用を促進する。

第5節 道路交通秩序の維持

種 別	(1)交通の指導取締りの強化等
実施機関	警察本部交通指導課

1 計画の実施方針および重点

効果的な指導取締りの強化

2 計画の内容

(1) 交通事故抑止に資する指導取締りの推進

交通事故実態の分析結果等を踏まえ、事故多発路線等における街頭指導活動を強化するとともに無免許運転、飲酒運転、妨害運転、著しい速度超過、横断歩行者妨害、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反、県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。

特に、子ども、高齢者、障害者の保護の観点に立ち、取締り場所の確保が困難な通学路等の生活道路における可搬式オービスを活用した速度取締りを推進するほか、飲酒運転および無免許運転については、取締りにより常習者を道路交通の場から排除するとともに、周辺者に対する捜査を徹底するなど、飲酒運転および無免許運転の根絶に向けた取組を推進する。

また、地理的情報等に基づく交通事故分析の高度化を図り、交通指導取締りの実施状況について、交通事故実態の分析結果等を検証し、取締り計画に反映させるPDCAサイクルをより一層進める。

(2) 背後責任の追及

事業活動に関してなされた過積載、過労運転等の違反については、自動車の使用者等に対する責任追及を徹底するとともに、必要に応じて自動車の使用制限命令や荷主等に対する再発防止命令を行い、事業者の背後責任が明らかとなった場合は、それらの者に対する指導、監督処分等を行うことにより、この種の違反の防止を図る。

(3) 自転車利用者に対する指導取締りの推進

自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止、妨害運転等の危険性、迷惑性の高い違反行為に対して積極的に指導警告を行うとともに、指導警告に従わず違反を継続するなど悪質・危険な自転車利用者に対しては、検挙措置を推進する。

(4) 高速自動車国道等における指導取締りの強化等

高速自動車国道等においては、重大な違反行為はもちろんのこと、軽微な違反行為であっても重大事故に直結するおそれがあることから、交通指導取締り体制の整備に努め、交通流や交通事故発生状況等の実態に即した効果的な機動警ら等を実施することにより、違反の未然防止および円滑な交通を実現する。

また、交通指導取締りは、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反を重点とし、特に著しい速度超過、車間距離不保持、通行帯違反、積載重量違反等の取締りを強化する。

種 別	(2)交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
実施機関	警察本部交通指導課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底
- (2) 交通事故事件等に係る捜査力の強化
- (3) 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

2 計画の内容

(1) 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底

交通事故事件等の捜査においては、初動捜査の段階から自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条または第3条（危険運転致死傷罪）の立件も視野に入れた捜査の徹底を図る。

(2) 交通事故事件等に係る捜査力の強化

交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実および研修等による捜査員の捜査力の一層の向上に努める。

(3) 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

3Dレーザースキャナやひき逃げ事件等の被疑車両の特定に資する捜査支援システム等、科学的捜査を支える装備資機材等を活用し、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進する。

種 別	(3)暴走族対策の推進
実施機関	警察本部交通指導課、健康医療福祉部子ども・青少年局

1 計画の実施方針および重点

- (1) 暴走族追放気運の高揚および家庭、学校等における青少年の指導の充実
- (2) 暴走行為阻止のための環境整備
- (3) 暴走族等に対する指導取締りの推進
- (4) 暴走族関係事犯者の再犯防止
- (5) 車両の不正改造の防止

2 計画の内容

(1) 暴走族追放気運の高揚および家庭、学校等における青少年の指導の充実

暴走族追放気運を高揚させるため、報道機関等に対する資料提供を積極的に行い、暴走族の実態が的確に広報されるよう努めるなど、広報活動を積極的に行う。

また、暴走族問題と青少年の非行等問題行動との関連性を踏まえ、地域の関連団体等との連携を図るなど、青少年の健全育成を図る観点から施策を推進する。

(2) 暴走行為阻止のための環境整備

暴走族等（暴走族および違法行為を敢行する旧車会員（暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を運転する者））およびこれに伴う群衆のい集場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、暴走族等および群衆をい集させないための施設の管理改善等の環境づくりを推進するとともに、関係機関・団体が連携を強化し、暴走行為等ができない道路交通環境づくりを積極的に行う。

また、事前の情報の入手に努め、集団不法事案に発展するおそれがあるときは、早期に暴走族等と群衆を隔離するなどの措置を講ずる。

(3) 暴走族等に対する指導取締りの推進

暴走族等取締りの体制および装備資機材の充実を図るとともに、集団暴走行為、爆音暴走行為その他悪質事犯に対しては、共同危険行為等の禁止違反を始めとする各種法令を適用して検挙および補導を徹底し、併せて解散指導を積極的に行うなど、暴走族等に対する指導取締りを推進する。

また、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、街頭検査において不正改造車両の取締りを行うとともに、不正改造車両等の押収をするなど、暴走族等と車両の分離を図り、不正改造等暴走行為を助長する行為に対しても背後責任の追及を行う。

(4) 暴走族関係事犯者の再犯防止

少年センターの相談活動や非行少年等立ち直り支援事業（あすくる）等を活用して、県、市町、地域等がより一層連携し、暴走族少年を含めた非行少年等に対する立ち直りに向けた支援を実施し、再非行の防止を図る。（子ども・青少年局）

また、暴力団と関わりのある者については、その実態を明らかにするとともに、暴力団から離脱するよう指導を徹底する。

暴走族関係保護観察対象者の処遇に当たっては、非行少年等立ち直り支援事業（あすくる）等の運用により各関係機関が連携して同少年の立ち直りを支援し、遵法精神のかん養、家庭環境の調整、交友関係の改善指導、暴走族組織からの離脱指導等、再犯防止に重点を置いた処遇の実施に努める。

また、暴走行為に対する運転免許の行政処分については、特に迅速かつ厳重に行う。

(5) 車両の不正改造の防止

暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するよう、また、保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されないことがないように、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、広報活動の推進および企業、関係団体に対する指導を積極的に行う。

また、自動車ユーザーだけでなく、不正改造等を行った者等に対する背後責任の追及および指導警告を行う。

第6節 救助・救急活動の充実

種 別	(1)救助・救急体制の整備
実施機関	知事公室防災危機管理局、西日本高速道路（株）関西支社

1 計画の実施方針および重点

- (1) 救助体制の整備・拡充
- (2) 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実
- (3) 救急救命士の養成・配置等の促進
- (4) 救助・救急用資機材の整備の推進
- (5) 防災ヘリコプターによる救急業務の推進
- (6) 救助隊員および救急隊員の教育訓練の充実
- (7) 高速自動車国道における救急業務実施体制の整備

2 計画の内容

(1) 救助体制の整備・拡充

昨今の交通事故形態の複雑多様化に対応するため、高度な救助用資機材や救助工作車の更新整備を支援するなど救助体制の充実を図る。

(2) 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実

交通事故等により多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、防災ヘリコプターを効率的に運用するとともに、消防等の関係機関と訓練を実施するなど連携して救助・救急体制の充実を図る。

(3) 救急救命士の養成・配置等の促進

プレホスピタルケア（救急現場および搬送途上における応急処置）の充実のため、（一財）救急振興財団が実施する救急救命士養成講習等を活用し、各消防本部において救急救命士を計画的に配置できるようその養成を図り、救急救命士が行える気管挿管、薬剤投与および輸液などの特定行為を円滑に実施するための講習および実習の実施を推進する。また、医師の指示または指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。

(4) 救助・救急用資機材の整備の推進

消防学校における救助・救急訓練用資機材の更新や整備を図るとともに、消防本部への救助工作車、救助用資機材、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の更新整備を推進する。

(5) 防災ヘリコプターによる救急業務の推進

消防本部が、交通事故等による負傷者の搬送で防災ヘリコプターを活用することが有効と判断し出動要請した場合は、緊急運航要項および救急活動基準に基づき防災ヘリコプターを運航し、救急業務の推進を図る。

(6) 救助隊員および救急隊員の教育訓練の充実

救助・救急隊員の知識、技術の向上を図るため、最新の救助・救急技術等を取り入れるなど、消防学校における教育訓練の一層の充実を図る。

(7) 高速自動車国道における救急業務実施体制の整備

高速道路沿線の市町で組織する協議会の活動を支援し、高速道路における沿線市町の協力体制の強化および適切かつ効果的な救急業務の実施を推進する。

種 別	(2)救急医療体制の整備
実施機関	健康医療福祉部医療政策課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 救急医療機関等の整備
- (2) ドクターヘリ事業の推進

2 計画の内容

(1) 救急医療機関等の整備

- ア 小児科の病院群輪番制病院の運営に対して助成する。 (90,150千円)
- イ 救命救急センターの運営に対して助成する。 (312,164千円)
- ウ 円滑な救急医療体制を確保するため、救急医療情報システムの運営を行う。 (41,789千円)

(2) ドクターヘリ事業の推進

京滋ドクターヘリが円滑に運行できる環境を整えるため、啓発活動等を実施し、県民のドクターヘリ活動に対する理解を得る。 (480千円)

種 別	(3)救急関係機関の協力関係の確保等
実施機関	知事公室防災危機管理局

計画の内容

医療機関と消防機関の連携を強化し、「傷病者の搬送および受入れの実施に関する基準」に基づき、救急医療の迅速かつ適切な提供を図る。

第 7 節 被害者支援の充実と推進

種 別	(1)損害賠償の請求についての援助等
実施機関	警察本部交通指導課、土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 交通事故相談活動の推進（道路保全課）
- (2) 損害賠償請求の援助活動等の強化（交通指導課）

2 計画の内容

(1) 交通事故相談活動の推進

- ア 地域における交通事故相談活動を充実するとともに、県内地方機関等における予約巡回相談を開設するなど、広く交通事故相談の機会を提供する。
- イ 交通事故相談所業務の円滑かつ適正な運営を図るため、関係援護機関、団体等との連絡調整を促進する。
- ウ 相談内容の多様化・複雑化に対処するため、研修等を通じて相談員の資質の向上を図る。
- エ 交通事故相談所において各種の広報を行うほか、県ホームページやしらしがメールおよび市町等の広報紙（誌）等の積極的な活用等により交通事故相談活動の周知徹底を図り、事故当事者に広く相談の機会を提供する。

(2) 損害賠償請求の援助活動等の強化

交通事故被害者等に対する適正かつ迅速な救済の一助とするため、救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進する。

種 別	(2)交通事故被害者支援の充実強化
実施機関	警察本部交通指導課、土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実（道路保全課）
- (2) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進（交通指導課）
- (3) 自転車損害賠償保険等への加入義務の徹底（道路保全課）

2 計画の内容

(1) 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

交通遺児援護団体である「公益財団法人おりづる会」の交通遺児援護事業の充実と運営の健全化を図るための補助を行う。

(2) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

交通事故被害者等に対して交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供するとともに、刑事手続きの流れ等をまとめた「交通事故被害者の手引き」を作成し、活用する。特に、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の重大な交通事故事件被害者等については、被疑者の検挙、送致状況等を連絡する被害者連絡制度の充実を図る。また、死亡事故等の被害者からの加害者の行政処分に係る意見聴取等の期日や行政処分結果についての問い合わせに応じ、適切な情報の提供を図る。

さらに警察本部の交通捜査担当課に設置した被害者連絡調整官等が、各警察署で実施する被害者連絡について指導を行うほか、自ら被害者連絡を実施するなどして組織的な対応を図るとともに、職員に対し交通事故被害者等の心情に配慮した対応について徹底を図る。

(3) 自転車損害賠償保険等への加入促進

「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の内容を県民に広く周知するため、引き続きチラシやホームページ、デジタル広告による情報発信を行う。

また、各市町、県警と連携し街頭啓発を実施する等自転車の安全利用の啓発を行い、自転車の交通事故防止を更に促進する。

同条例には自転車賠償保険の加入義務が規定されていることから、県内で自転車を利用する人が自転車賠償保険に加入するよう、より一層の周知を図る。

第 8 節 研究開発および調査研究の充実

種 別	(1)道路交通の安全に関する研究開発の推進 (2)道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化
実施機関	滋賀国道事務所、警察本部交通企画課、警察本部交通規制課、土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 高度道路交通システム（ITS）に関する研究開発の推進
- (2) 高齢者の交通事故防止等に関する研究の推進
- (3) その他の研究の推進

2 計画の内容

(1) 高度道路交通システム（ITS）に関する研究開発の推進

交通流・量の総合的な管理を行い、交通の安全性・円滑性の向上を図るため、管制エリア内の新しい信号制御方法の調査・研究を行う。（交通規制課）

(2) 高齢者の交通事故防止等に関する研究の推進

高齢者の交通事故防止対策を講じていくためには、高齢者の交通事故実態とともに、高齢者の行動特性を総合的・科学的に分析することが必要である。そのために、運転技能自動評価システム（オブジェ）による高齢ドライバーの運転挙動データや、横断歩行シミュレータによる高齢者の歩行データを活用するなどして交通事故分析の高度化・精緻化を図る。

また、これらの分析については、専門的な知見を有する大学やメーカーなどとの情報交換・共同研究を行うなどの産学官連携を推進する。

交通事故分析の成果については、各種施策の企画・立案に活用するほか、県民に対する情報提供を積極的に行い、関係機関・団体等による効果的な交通安全対策の推進に資するよう配慮する。

(3) その他の研究の推進

ア 滋賀県道路交通環境安全推進連絡会議を開催するほか、同会議作業部会を活用し、学識経験者、道路管理者、交通管理者等々による現地検討会や対策検討立案を実施する。

イ 事故危険箇所、事故ゼロプラン等における対策効果検証を実施する。

ウ 交通安全総点検を実施する。

エ 多様な側面を有する交通安全対策のより効果的、効率的、重点的な推進を図るため、交通事故に関して統計学的な見地から分析を行い、交通事故の発生に関する傾向や特徴について長期的な予測の充実を図る。（交通企画課）

第2章 鉄道交通の安全

種 別	(1)鉄道交通環境の整備
実施機関	近畿運輸局

1 計画の実施方針および重点

(1) 鉄道交通環境の整備

鉄道施設の維持管理および補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、安全性の向上に必要な施設・設備の更新等に対して支援を実施する。研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等して技術力の向上についても推進する。

また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化等を推進する。

南海トラフ地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を推進する。また、令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震による東北新幹線の脱線および施設被害を受けて検証委員会を開催し検証を行っている。今回、検証委員会による中間とりまとめが公表されたことから、取りまとめを踏まえ福島県沖を震源とする地震において、顕著な被害が発生したものと同様の高架橋について、耐震補強の前倒しを図る。

さらに、駅施設等について、高齢者・視覚障害者を始めとするすべての旅客のプラットホームからの転落・接触等を防止するため転落・接触事故の発生状況、駅やホームの構造・利用実態、駅周辺エリアの状況などを勘案し、優先度が高いホームでのホームドアの整備を加速化することを目指し、整備する。また、ホームドアのない駅での視覚障害者の転落を防止するため、新技術等を活用した転落防止策を検討する。

(2) 運転保安設備等の整備

線部等への速度制限機能付きATS等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について法令により整備の期限が定められたもの※の整備については、平成28年6月までに完了したが、整備の期限が定められていないものの整備については引き続き推進を図る。

※1時間当たりの最高運行本数が往復10本以上の線区の施設またはその線区を走行する車両もしくは運転速度が100km/hを超える車両またはその車両が走行する線区の施設について10年以内に整備するよう義務付けられたもの。

2 計画の内容

(次頁)

(1) 鉄道交通環境の整備

整備事業項目		事業量	事業費（千円）
線路施設等の整備	軌道強化	6,303m	582,251
	線形	0m	0
	線路増設	0m	0
	橋りょう改良	0箇所	0
	駅改良	4箇所	1,514,700
	トンネル改良	0箇所	0
	防災・その他	21箇所	1,217,128

(2) 運転保安設備等の整備

整備事業項目		事業量	事業費（千円）
運転保安設備等	自動閉そく信号	0箇所	0
	CTC化等	0箇所	0
	連動装置	1箇所	10,000
	ATS等	34箇所	209,325
	列車無線装置	0箇所	0
	信号機改良等	1箇所	7,800

種 別	(2)鉄道交通の安全に関する知識の普及
実施機関	近畿運輸局

計画の内容

運転事故の約9割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーン等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。

また、これらの機会を捉え、駅ホームおよび踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。

種 別	(3)鉄道の安全な運行の確保
実施機関	近畿運輸局、彦根地方気象台

1 計画の実施方針および重点

- (1) 保安監査の実施
- (2) 運転士の資質の保持
- (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用
- (4) 気象情報の充実
- (5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
- (6) 運輸安全マネジメント評価の実施
- (7) 計画運休への取組

2 計画の内容

(1) 保安監査の実施

鉄道事業者に対し、計画的に保安監査を実施するほか、重大な事故、同種トラブル等の発生を契機に臨時に保安監査を実施するなど、メリハリの効いた効果的な保安監査を実施することにより、鉄道輸送の安全を確保する。保安監査においては、輸送の安全の確保に関する取組の状況、施設および車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等を確認し、適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。

このほか、年末年始の輸送等安全総点検により、事業者の安全意識を向上させる。

(2) 運転士の資質の保持

運転士の資質の向上等を目的として、動力車操縦者運転免許試験の適正な実施をはじめ、動力車操縦者運転免許に関する省令に基づく取組を推進する。また、運転士が作業を行うのに必要な知識、技能を保有させるための教育および訓練が適切に実施されるよう運転管理者会議の開催等の機会を捉えて適切に指導する。さらに、入手した運転士の取扱い誤りに原因があるおそれがあると認められる事態の情報については、その情報の共有と活用を図るため、取りまとめを行い、鉄軌道事業者へ周知する。

(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用

鉄道事業者の安全担当者等による鉄軌道保安推進連絡会議を開催し、事故等およびその再発防止対策に関する情報共有等を行う。また、安全上のトラブル情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知・共有することにより事故等の再発防止に活用する。

(4) 気象情報の充実

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、「第1章 第3節 (6) 道路交通に関する情報の充実」で述べた気象観測予報体制の整備、地震監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報および警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。

(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応

国および鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故または災害発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。

また、主要幹線における輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、外国人を含む利用者への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。

さらに、鉄道事業者に対して、降雪時等において、状況に応じて迅速な除雪が行えるよう、除雪車の出動準備、除雪体制の確認を行い、長時間にわたる駅間停車が発生すると見込まれる場合には乗客の安全確保を最優先とし、運行再開と乗客救出の対応を並行して行うことを徹底するとともに、利用者への適切な情報提供等を行うよう指導する。

(6) 運輸安全マネジメント評価の実施

事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価については、運輸防災マネジメント指針を活用し、自然災害への対応を運輸安全マネジメント評価において重点的に確認するなど、事業の取組の深化を促進する。

(7) 計画運休への取組

鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全確保に努めるよう指導する。

また、対応に関する情報提供を行うに当たっては、内容・タイミング・方法について留意させるとともに、外国人利用者にも対応するため、多言語案内体制の強化も指導する。

種 別	(4)鉄道車両の安全性の確保
実施機関	近畿運輸局

計画の内容

発生した事故や科学技術の進歩を踏まえつつ、適時、適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直す。

種 別	(5)救助・救急活動の充実
実施機関	近畿運輸局

計画の内容

鉄道の重大事故等に備え、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。

種 別	(6)被害者支援の推進
実施機関	近畿運輸局

計画の内容

(1) 平時における取組

ア 被害者等への支援体制の整備

公共交通事故被害者支援室において、被害者等からの相談を受け付けるとともに、被害者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワーク形成等を図る。

イ 事業者における支援計画作成の促進

公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドラインに基づき、事業者に対して計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を図る。

(2) 事故発生時の取組

ア 事故発生直後の対応

被害者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する被害者からの要望を関係行政機関、公共機関、地方公共団体および事業者に伝えること等を通じて、被害者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細かな情報を適切に提供するよう図る。

また、被害者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、被害者等からの要望を事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また、現場における受入体制等に関する情報を被害者等に提供するなど、被害者等への窓口を通じて、被害者等からの問合せ・相談に的確に対応するよう図る。

イ 中長期的対応

公共交通事故被害者等への支援を行う体制において、被害者等のための窓口を設置し、被害者等からの要望を踏まえ、事故調査の状況や規制の見直し、事業者の安全対策に関する説明について必要なコーディネートを図る。また、被害者等からの相談を受け、必要に応じて、事業者が策定する公共交通事故被害者等への支援に関する計画に基づく支援やその他事業者による支援について、事業者に指導・助言を行うとともに、被害者等に対して関係機関や心のケアの専門家を紹介する等の取組を図る。

第3章 踏切道における交通の安全

種 別	(1)踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備促進 (2)交通実態と道路環境に応じた交通規制の実施 (3)踏切保安設備の整備 (4)踏切道の統廃合の促進 (5)その他踏切道の交通の安全および円滑化等を図るための措置
実施機関	近畿運輸局、西日本旅客鉄道株式会社、警察本部交通規制課、警察本部交通指導課、土木交通部道路保全課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備促進
- (2) 交通実態と道路環境に応じた交通規制の実施
- (3) 踏切保安設備の整備
- (4) 踏切道の統廃合の促進
- (5) その他踏切道の交通の安全および円滑化等を図るための措置

2 計画の内容

(1) 踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備促進

遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築および鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化を図る。

加えて、立体交差化までに時間の掛かる「開かずの踏切」等については、効果の早期発現を図るため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良や歩行者等立体横断施設の設置等、カラー舗装や駅周辺の駐輪場整備等の一体対策を促進する。

また、歩道が狭隘な踏切についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないように歩行者滞留を考慮した踏切拡幅など、事故防止効果の高い構造への改良を促進する。

さらに、特定道路や高齢者・障害者の利用がある踏切道において、路面の平滑化、視覚障害者誘導用ブロックの整備等により安全な歩行空間の確保を促進する。

以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両論による総合的な対策を促進する。

また、従前の踏切対策に加え、踏切周辺道路の整備等、踏切横断交通量削減のための踏切周辺対策等を促進する。

整備事業項目	事業量	事業費（千円）
踏切道の構造改良	5箇所	137,000
連続・単独立体交差の改築	1箇所	2,344,000

(2) 交通実態と道路環境に応じた交通規制の実施

踏切の利用実態や通行環境に応じた交通規制の見直しによる、踏切通行者の安全や通行車両等の円滑の確保。

(3) 踏切保安設備の整備

踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実態状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。

列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。

自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。

高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を進める。

なお、これらの踏切保安設備の整備に当たっては、踏切改良促進法に基づく補助制度を活用して整備を促進する。

整備事業項目	事業量	事業費（千円）
踏切道の格上げ	0箇所	0
踏切保安設備	20箇所	69,300

(4) 踏切道の統廃合の促進

踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第3、4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。

ただし、構造の改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。

(5) その他踏切道の交通の安全および円滑化等を図るための措置

緊急に対策の検討が必要な踏切道は、踏切道の諸元や対策状況等を記した「踏切安全通行カルテ」により、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。

また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標、踏切信号機の設置等を進める。

自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上および踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。

さらに、ICT技術の発展やライフスタイルの変化等、社会を取り巻く環境の変化を見据え、更なる踏切道の安全性向上を目指し、対策を検討する。平常時の交通の安全および円滑化等の対策に加え、災害時においても、踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送への支障の発生などの課題に対応するため、災害時の管理方法の指定制度に基づき、道路管理者と鉄道事業者が、災害時の長時間遮断が生じないよう、連絡体制や優先開放の管理方法の策定に向けた協議を行い、取組を推進する。

また、安全な避難および緊急輸送等を行うための道路について道路管理者および鉄道事業者と協議を行い、当該道路に係る踏切道が長時間遮断され迂回対応で大きく支障をきたす場合には、優先的に開放に向けて取り組む必要がある踏切道を指定する。指定された踏切道については、道路管理者および鉄道事業者と調整を行い、開放に向けての連絡体制、対処方法等を定めて要領を作成し、訓練等定期的に実施する。

また、学校等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応していく。

このほか、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないように努めるものとする。

ア 踏切事故防止キャンペーン（令和5年11月1日～11月10日）

イ 春の全国交通安全運動（令和5年5月11日～5月20日）

ウ 秋の全国交通安全運動（令和5年9月21日～9月30日）

西日本旅客鉄道株式会社が管理する踏切道において、踏切の無謀横断等により列車運行に支障が生じた踏切等を選定し、通告者に対してノベルティの配布や啓発を実施する（キャンペーン名称：踏切事故防止キャンペーン）。

1 令和4年都道府県別交通事故発生状況

管 区	区分 都道府県	発 生 件 数			死 者			傷 者		
			増減数	増減率		増減数	増減率		増減数	増減率
北	海 道	8,457	153	1.8	115	△5	△4.2	9,785	187	1.9
東	青 森 県	2,375	△83	△3.4	31	2	6.9	2,853	△66	△2.3
	岩 手 県	1,511	△55	△3.5	37	2	5.7	1,812	△18	△1.0
北	宮 城 県	4,117	△169	△3.9	37	△5	△11.9	4,912	△270	△5.2
	秋 田 県	1,157	△144	△11.1	33	5	17.9	1,351	△163	△10.8
	山 形 県	2,970	△214	△6.7	26	2	8.3	3,469	△291	△7.7
	福 島 県	2,702	△295	△9.8	47	△2	△4.1	3,132	△314	△9.1
東	京 都	30,170	2,572	9.3	132	△1	△0.8	33,429	2,593	8.4
関	茨 城 県	6,271	342	5.8	91	11	13.8	7,699	456	6.3
	栃 木 県	3,877	△62	△1.6	50	△6	△10.7	4,641	△25	△0.5
	群 馬 県	9,803	△204	△2.0	47	△3	△6.0	12,072	△236	△1.9
	埼 玉 県	16,576	△131	△0.8	104	△14	△11.9	19,596	△281	△1.4
	千 葉 県	13,223	△311	△2.3	124	3	2.5	15,839	△268	△1.7
	神 奈 川 県	21,098	△562	△2.6	113	△29	△20.4	24,382	△680	△2.7
	新 潟 県	2,728	△120	△4.2	61	14	29.8	3,123	△80	△2.5
	山 梨 県	2,019	△74	△3.5	25	△7	△21.9	2,516	△39	△1.5
	東	長 野 県	4,752	△20	△0.4	46	1	2.2	5,611	△85
中	静 岡 県	18,678	△704	△3.6	83	△6	△6.7	23,662	△746	△3.1
	富 山 県	1,953	△18	△0.9	34	5	17.2	2,202	△67	△3.0
	石 川 県	1,987	41	2.1	22	△4	△15.4	2,248	23	1.0
	福 井 県	939	27	3.0	27	1	3.8	1,063	34	3.3
	岐 阜 県	2,895	△16	△0.5	75	14	23.0	3,500	△148	△4.1
	愛 知 県	23,825	△360	△1.5	137	20	17.1	28,072	△559	△2.0
近	三 重 県	2,917	195	7.2	60	△2	△3.2	3,638	300	9.0
	滋 賀 県	2,862	12	0.4	38	1	2.7	3,599	69	2.0
	京 都 府	3,810	△49	△1.3	45	△6	△11.8	4,413	5	0.1
	大 阪 府	25,509	121	0.5	141	1	0.7	29,760	200	0.7
	兵 庫 県	16,372	△557	△3.3	120	6	5.3	19,425	△618	△3.1
	畿	奈 良 県	2,603	△334	△11.4	29	△10	△25.6	3,092	△464
中	和 歌 山 県	1,389	△30	△2.1	24	△7	△22.6	1,649	△2	△0.1
	鳥 取 県	598	△20	△3.2	14	△5	△26.3	691	△3	△0.4
	島 根 県	766	△8	△1.0	16	6	60.0	836	△32	△3.7
	岡 山 県	4,348	△335	△7.2	74	17	29.8	4,855	△384	△7.3
	国	広 島 県	4,315	△340	△7.3	74	4	5.7	5,088	△407
四	山 口 県	2,261	△197	△8.0	31	△3	△8.8	2,633	△315	△10.7
	徳 島 県	1,960	△161	△7.6	23	△9	△28.1	2,333	△145	△5.9
	香 川 県	3,144	△143	△4.4	35	△2	△5.4	3,730	△227	△5.7
	愛 媛 県	2,132	△128	△5.7	44	△6	△12.0	2,355	△110	△4.5
九	高 知 県	943	△103	△9.8	26	1	4.0	1,010	△132	△11.6
	福 岡 県	19,868	△198	△1.0	75	△26	△25.7	25,285	△302	△1.2
	佐 賀 県	3,238	△268	△7.6	23			4,219	△320	△7.1
	長 崎 県	2,611	△193	△6.9	28	1	3.7	3,316	△189	△5.4
	熊 本 県	3,175	△13	△0.4	53	14	35.9	3,924	△12	△0.3
	大 分 県	2,271	△89	△3.8	32	△4	△11.1	2,804	△28	△1.0
	宮 崎 県	3,798	△663	△14.9	32	2	6.7	4,245	△814	△16.1
	鹿 児 島 県	3,088	△444	△12.6	42	△5	△10.6	3,421	△549	△13.8
沖 縄 県	2,778	△5	△0.2	34	8	30.8	3,311	△8	△0.2	
計		300,839	△4,357	△1.4	2,610	△26	△1.0	356,601	△5,530	△1.5

(注) 警察庁電算集計による。

2 令和4年県内の各種交通事故発生状況(前年対比)

(1) 月 別

区分		月												計	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
令和 04 年	件数	196	184	208	167	222	216	242	269	257	260	264	377	2,862	
	死者	3	2	4	3	4	3	2	3	3	4	4	3	38	
	傷者	重傷	10	15	22	16	26	24	22	27	24	39	25	72	322
		軽傷	240	212	242	196	249	237	267	324	304	302	295	409	3,277
		250	227	264	212	275	261	289	351	328	341	320	481	3,599	
令和 03 年	件数	196	212	287	239	186	225	214	214	212	274	308	283	2,850	
	死者	3	3	4	2	5	3	3	1	5	1	2	5	37	
	傷者	重傷	28	20	35	23	17	20	26	27	24	37	36	32	325
		軽傷	207	219	320	276	230	260	243	244	236	323	336	311	3,205
		235	239	355	299	247	280	269	271	260	360	372	343	3,530	
対 比 (%)	件数		△ 28	△ 79	△ 72	36	△ 9	28	55	45	△ 14	△ 44	94	12	
			△ 13.2	△ 27.5	△ 30.1	19.4	△ 4.0	13.1	25.7	21.2	△ 5.1	△ 14.3	33.2	0.4	
	死者		△ 1		1	△ 1		△ 1	2	△ 2	3	2	△ 2	1	
			△ 33.3		50.0	△ 20.0		△ 33.3	200.0	△ 40.0	300.0	100.0	△ 40.0	2.7	
	傷者	重傷	△ 18	△ 5	△ 13	△ 7	9	4	△ 4		2	△ 11	40	△ 3	
			△ 64.3	△ 25.0	△ 37.1	△ 30.4	52.9	20.0	△ 15.4		5.4	△ 30.6	125.0	△ 0.9	
	軽傷者		33	△ 7	△ 78	△ 80	19	△ 23	24	80	68	△ 21	△ 41	98	72
			15.9	△ 3.2	△ 24.4	△ 29.0	8.3	△ 8.8	9.9	32.8	28.8	△ 6.5	△ 12.2	31.5	2.2
		15	△ 12	△ 91	△ 87	28	△ 19	20	80	68	△ 19	△ 52	138	69	
		6.4	△ 5.0	△ 25.6	△ 29.1	11.3	△ 6.8	7.4	29.5	26.2	△ 5.3	△ 14.0	40.2	2.0	

(2) 曜日 別

区分		曜日							計
		日	月	火	水	木	金	土	
件数		350	427	410	385	436	474	380	2,862
	前年比	39	△ 30	△ 5	△ 38	10	33	3	12
	構成率	12.2	14.9	14.3	13.5	15.2	16.6	13.3	100.0
死者		7	7	5	3	8	5	3	38
	前年比	△ 2	1	1	△ 7	4	1	3	1
	構成率	18.4	18.4	13.2	7.9	21.1	13.2	7.9	100.0
傷者		532	521	482	441	513	577	533	3,599
	前年比	103	△ 23	△ 14	△ 63	△ 8	46	28	69
	構成率	14.8	14.5	13.4	12.3	14.3	16.0	14.8	100.0
うち重傷者		30	52	39	59	65	35	42	322
	前年比	△ 9	△ 3	△ 15	19	31	△ 19	△ 7	△ 3
	構成率	9.3	16.1	12.1	18.3	20.2	10.9	13.0	100.0

(3) 時間帯 別

区分		時間帯												計
		0	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	
件数		2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	2,862
	前年比	14	3	10	△ 56	34	△ 13	28	△ 16	12	△ 1	18	△ 21	12
	構成率	1.8	1.0	1.7	9.3	14.5	12.3	11.7	11.6	16.0	12.1	5.8	2.1	100.0
死者		1		4	2	4	3	2	3	3	6	6	4	38
	前年比	△ 2	△ 2	2	△ 2		△ 1			1	4	2	△ 1	1
	構成率	2.6		10.5	5.3	10.5	7.9	5.3	7.9	7.9	15.8	15.8	10.5	100.0
傷者		68	37	51	299	479	457	443	448	606	423	209	79	3,599
	前年比	29	3		△ 71	28	△ 3	53	△ 6	42	△ 13	28	△ 21	69
	構成率	1.9	1.0	1.4	8.3	13.3	12.7	12.3	12.4	16.8	11.8	5.8	2.2	100.0
うち重傷者		8	6	14	30	44	40	34	34	39	42	19	12	322
	前年比	3	2	7	△ 8	△ 3	2	△ 5	5	△ 16	10	6	△ 6	△ 3
	構成率	2.5	1.9	4.3	9.3	13.7	12.4	10.6	10.6	12.1	13.0	5.9	3.7	100.0

(4) 道路別

区分	道路	国 道														小計	県 道	市 町 道	高 速 道 路 等	そ の 他	計
		1	8	21	161	303	306	307	365	367	421	422	477	湖西道路							
件数		256	174	12	53	3	5	47	11	6	19	12	63	11	672	982	952	88	168	2,862	
前年比		△ 3	6	1	6	2	△ 1	3	△ 7	△ 3	△ 13		6	△ 12	△ 15	1	36	△ 6	△ 4	12	
構成率		8.9	6.1	0.4	1.9	0.1	0.2	1.6	0.4	0.2	0.7	0.4	2.2	0.4	23.5	34.3	33.3	3.1	5.9	100.0	
死者		1	1		2	1		2					1		8	12	13	3	2	38	
前年比			△ 1	△ 1	△ 4	1		2				△ 1	1		△ 3	2	2	△ 1	1	1	
構成率		2.6	2.6		5.3	2.6		5.3					2.6		21.1	31.6	34.2	7.9	5.3	100.0	
傷者		330	237	16	77	3	5	67	15	7	28	16	86	16	903	1,235	1,086	180	195	3,599	
前年比		1	13	2	15	1	△ 4	3	△ 9	△ 13	△ 11	1	19	△ 13	5	△ 1	52	31	△ 18	69	
構成率		9.2	6.6	0.4	2.1	0.1	0.1	1.9	0.4	0.2	0.8	0.4	2.4	0.4	25.1	34.3	30.2	5.0	5.4	100.0	
うち重傷者		31	15		5		1	3	3	3	2		8		71	106	122	9	14	322	
前年比		6	8	△ 2	△ 3		△ 2	△ 3		△ 2	△ 4	△ 3	6	△ 2	△ 1		4	△ 1	△ 5	△ 3	
構成率		9.6	4.7		1.6		0.3	0.9	0.9	0.9	0.6		2.5		22.0	32.9	37.9	2.8	4.3	100.0	

(5) 道路形状別

区分	道路形状	交差点					交差点付近					単路				踏切	一般交通の場所	計
		信号機					信号機					トンネル	橋	カーブ屈折	その他			
		点灯	点滅	無		故障等	点灯	点滅	無		故障等							
件数		361	27	608			293	4	248			14	25	91	1,039		152	2,862
前年比		△ 40	2	△ 37			35	2	60			5	△ 7	△ 9	1			12
構成率		12.6	0.9	21.2			10.2	0.1	8.7			0.5	0.9	3.2	36.3		5.3	100.0
死者		2		8			1		4			1	2	5	15			38
前年比		△ 2	△ 1	2			1		1			△ 1		△ 1	2			1
構成率		5.3		21.1			2.6		10.5			2.6	5.3	13.2	39.5			100.0
傷者		426	33	675			408	4	301			35	40	123	1,378		176	3,599
前年比		△ 42	△ 6	△ 44			78	1	77			19	△ 2		△ 3		△ 9	69
構成率		11.8	0.9	18.8			11.3	0.1	8.4			1.0	1.1	3.4	38.3		4.9	100.0
うち重傷者		66	4	98			6		24				4	18	93		9	322
前年比		5	3	△ 9			△ 5		16			△ 5	3	△ 3	1		△ 9	△ 3
構成率		20.5	1.2	30.4			1.9		7.5				1.2	5.6	28.9		2.8	100.0

(6) 事故類型別

区分	事故類型	人対車両			車 両 相 互					車 両 単 独			列車	計	
		対背面通行中	横断中		その他	正面衝突	追突	出会い頭	右左折時	その他	工作物	路外逸脱			その他
			横断歩道	その他											
件数		54	89	67	78	88	1,110	719	315	272	38	11	21		2,862
前年比		△ 1	△ 19	△ 14	△ 8	21	115	△ 58	△ 12	△ 22	1	8	1		12
構成率		1.9	3.1	2.3	2.7	3.1	38.8	25.1	11.0	9.5	1.3	0.4	0.7		100.0
死者		3		8	2	2	1	6	1	1	5	8	1		38
前年比		3	△ 3	3		△ 4	△ 5	△ 1	1	△ 1	1	6	1		1
構成率		7.9		21.1	5.3	5.3	2.6	15.8	2.6	2.6	13.2	21.1	2.6		100.0
傷者		53	90	59	79	126	1,620	809	343	344	48	4	24		3,599
前年比		△ 6	△ 20	△ 17	△ 12	19	220	△ 91	△ 19	△ 13	3	3	2		69
構成率		1.5	2.5	1.6	2.2	3.5	45.0	22.5	9.5	9.6	1.3	0.1	0.7		100.0
うち重傷者		5	25	20	18	26	30	113	49	14	13	2	7		322
前年比		△ 2	△ 4	△ 2		6	7	11	△ 4	△ 16		1			△ 3
構成率		1.6	7.8	6.2	5.6	8.1	9.3	35.1	15.2	4.3	4.0	0.6	2.2		100.0

(7) 第1当事者の年齢層別

年齢層 区分	15	16	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	不	計
	歳 以 下	歳 19 歳	歳 24 歳	歳 29 歳	歳 34 歳	歳 39 歳	歳 44 歳	歳 49 歳	歳 54 歳	歳 59 歳	歳 64 歳	歳 69 歳	歳 74 歳	歳 以 上	明	
件数	26	117	336	258	176	195	239	260	216	190	185	152	227	260	25	2,862
前年比	△ 2	△ 3	28		△ 26	5	29	△ 14	△ 17	△ 20	15	△ 23	17	34	△ 11	12
構成率	0.9	4.1	11.7	9.0	6.1	6.8	8.4	9.1	7.5	6.6	6.5	5.3	7.9	9.1	0.9	100.0
死者		2	3	3	3	3	3	2	3	3	2	1	3	7		38
前年比		2		2	△ 1	△ 1	1	△ 4	2	△ 2	△ 1	△ 1		4		1
構成率		5.3	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	5.3	7.9	7.9	5.3	2.6	7.9	18.4		100.0
傷者	28	150	448	341	233	242	294	328	270	237	230	177	270	325	26	3,599
前年比		△ 15	17	△ 15	△ 16	5	47	13	△ 21	△ 32	26	△ 32	36	67	△ 11	69
構成率	0.8	4.2	12.4	9.5	6.5	6.7	8.2	9.1	7.5	6.6	6.4	4.9	7.5	9.0	0.7	100.0
うち重傷者	5	11	37	20	13	26	27	22	29	26	23	13	31	36	3	322
前年比		△ 3	2	△ 1	△ 6	3	6	△ 12	4	1	△ 4	△ 14	10	10	1	△ 3
構成率	1.6	3.4	11.5	6.2	4.0	8.1	8.4	6.8	9.0	8.1	7.1	4.0	9.6	11.2	0.9	100.0

(8) 第1当事者の車種別

車種 区分	乗用車					貨物車					特殊車	二輪車		軽車両		歩行者	不明	計
	大型	中型	準中型	普通	軽	大型	中型	準中型	普通	軽		自二	原付	自転車	その他			
件数	1	4		1,253	907	65	34	71	103	236	2	40	23	96		2	25	2,862
前年比	△ 4	2		99	△ 36	△ 12	△ 14	22	4	△ 9		△ 5	△ 24	1		△ 1	△ 11	12
構成率	0.0	0.1		43.8	31.7	2.3	1.2	2.5	3.6	8.2	0.1	1.4	0.8	3.4		0.1	0.9	100.0
死者				10	12	2			1	2		3	3	5				38
前年比				4	2	△ 2	△ 5			△ 1	△ 2	2	2	2		△ 1		1
構成率				26.3	31.6	5.3			2.6	5.3		7.9	7.9	13.2				100.0
傷者	1	7		1,621	1,136	93	51	93	124	286	3	41	21	94		2	26	3,599
前年比	△ 4	5		150	△ 18	△ 16	△ 14	24	5	△ 16	3	△ 10	△ 30	1		△ 11		69
構成率	0.0	0.2		45.0	31.6	2.6	1.4	2.6	3.4	7.9	0.1	1.1	0.6	2.6		0.1	0.7	100.0
うち重傷者				138	75	12	5	7	14	27	1	13	2	24		1	3	322
前年比				32	△ 28	△ 1	△ 1	4	6	△ 10	1	△ 2	△ 12	8		△ 1	1	△ 3
構成率				42.9	23.3	3.7	1.6	2.2	4.3	8.4	0.3	4.0	0.6	7.5		0.3	0.9	100.0

(9) 第1当事者の違反別

違反 区分	信号無視	歩行者害	通行区分	一時不停止	横断等止	優妨先通行害	右左折	安全運転義務違反				その他	歩行者の反	不明	計	
								運転不適	前方不注意	安不確全認	その他					
件数	146	137	85	178	152	158	102	118	273	410	279	514	283	2	25	2,862
前年比	△ 30	△ 15	△ 1	△ 46	△ 20	6	△ 2	11	20	10	9	105	△ 23	△ 1	△ 11	12
構成率	5.1	4.8	3.0	6.2	5.3	5.5	3.6	4.1	9.5	14.3	9.7	18.0	9.9	0.1	0.9	100.0
死者	1	4			2	2			6	6	7	2	8			38
前年比	△ 2	2	△ 3	△ 2	1				2	△ 1	2	△ 1	4	△ 1		1
構成率	2.6	10.5			5.3	5.3			15.8	15.8	18.4	5.3	21.1			100.0
傷者	181	135	127	202	169	179	107	147	376	582	306	721	339	2	26	3,599
前年比	△ 48	△ 23		△ 63	△ 22	11	△ 11	2	29	34	9	186	△ 24		△ 11	69
構成率	5.0	3.8	3.5	5.6	4.7	5.0	3.0	4.1	10.4	16.2	8.5	20.0	9.4	0.1	0.7	100.0
うち重傷者	24	29	22	21	23	26	14	8	28	19	23	17	64	1	3	322
前年比	9	△ 5	12	△ 6	4	△ 9	1	△ 2	8	△ 3	△ 3	1	△ 10	△ 1	1	△ 3
構成率	7.5	9.0	6.8	6.5	7.1	8.1	4.3	2.5	8.7	5.9	7.1	5.3	19.9	0.3	0.9	100.0

(10) 死傷者の年齢層別

区分	年齢層																計
	子ども	高校生	その20の歳の他未の満	20の歳	25の歳	30の歳	35の歳	40の歳	45の歳	50の歳	55の歳	60の歳	65の歳	70の歳	75歳以上		
死者		1	1	1	1	1	1	4		3		2	3	2	18	38	
前年比		1		△ 1	1	△ 1		3	△ 4	1	△ 6	1		△ 3	9	1	
構成率		2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	10.5		7.9		5.3	7.9	5.3	47.4	100.0	
傷者	269	96	104	369	313	298	292	321	333	309	236	218	133	133	175	3,599	
前年比	57	△ 5	5	14	19	10	6	6	△ 23	10	△ 5	35	△ 9	△ 40	△ 11	69	
構成率	7.5	2.7	2.9	10.3	8.7	8.3	8.1	8.9	9.3	8.6	6.6	6.1	3.7	3.7	4.9	100.0	
うち重傷者	21	9	8	29	14	9	15	20	18	19	31	27	23	23	56	322	
前年比	5	△ 1	△ 6	△ 5	1	△ 3	△ 3	△ 2	△ 13	△ 3	22	2	△ 1	△ 1	5	△ 3	
構成率	6.5	2.8	2.5	9.0	4.3	2.8	4.7	6.2	5.6	5.9	9.6	8.4	7.1	7.1	17.4	100.0	

(注) 子どもとは中学生以下をいう。

(11) 死傷者の状態別

区分	状態		自動二輪		原付		自動車		その他	計
	歩行中	自転車乗用中	運転中	同乗中	運転中	同乗中	運転中	同乗中		
前年比	3	4	2				△ 8			1
構成率	34.2	21.1	7.9		7.9		18.4	10.5		100.0
傷者	289	501	181	4	114		1,862	641	7	3,599
前年比	△ 43	49	△ 34	△ 2	△ 33		△ 27	164	△ 5	69
構成率	8.0	13.9	5.0	0.1	3.2		51.7	17.8	0.2	100.0
うち重傷者	68	86	43		29		69	26	1	322
前年比	△ 6	21	△ 16	△ 2	△ 5		5	1	△ 1	△ 3
構成率	21.1	26.7	13.4		9.0		21.4	8.1	0.3	100.0

(注) その他は、列車・その他軽車両乗車中、歩行者以外の道路上の人及び道路外の人等をいう。

3 令和4年発生市町別交通事故発生状況

発生市町	区分	全事故			死亡事故		歩行者事故			自転車事故				
		件数	死者	傷者	件数	死者	件数	全事故件数に占める率	死者	傷者	件数	全事故件数に占める率	死者	傷者
大津市		605	6	752	6	6	83	13.7	3	80	107	17.7	1	98
彦根市		215	5	252	5	5	27	12.6	2	25	46	21.4	2	43
長浜市		199	5	242	5	5	16	8.0	2	14	39	19.6	1	38
近江八幡市		227	2	293	2	2	21	9.3	1	22	33	14.5	1	32
草津市		330	1	392	1	1	33	10.0		34	101	30.6	1	102
守山市		184		234			17	9.2		18	38	20.7		36
栗東市		161	1	183	1	1	13	8.1		14	40	24.8		41
甲賀市		143	3	190	3	3	15	10.5		16	16	11.2		18
野洲市		101		121			12	11.9		14	13	12.9		12
湖南市		137	1	172	1	1	13	9.5		13	19	13.9	1	18
高島市		91	5	119	5	5	10	11.0	2	10	13	14.3		13
東近江市		183	2	226	2	2	13	7.1	1	15	26	14.2	1	26
米原市		82	2	102	2	2	7	8.5	1	6	10	12.2		10
日野町		22	2	23	2	2					4	18.2		4
竜王町		31		38			3	9.7		3				
愛荘町		42		51			3	7.1		4	8	19.0		8
豊郷町		8		9										
甲良町		9		13			1	11.1		1	2	22.2		2
多賀町		4		7										
高速道路等		88	3	180	3	3	1	1.1	1					
合計		2,862	38	3,599	38	38	288	10.1	13	289	515	18.0	8	501

発生市町	区分	二 輪 車 事 故				子 ど も の 事 故				高 校 生 の 事 故			
		件 数	全事故件数に占める率	死 者	傷 者	件 数	全事故件数に占める率	死 者	傷 者	件 数	全事故件数に占める率	死 者	傷 者
	大 津 市	125	20.7	2	115	24	4.0		60	18	3.0	1	19
	彦 根 市	18	8.4		15	16	7.4		22	8	3.7		8
	長 浜 市	19	9.5	1	15	13	6.5		23	7	3.5		8
	近 江 八 幡 市	11	4.8		10	8	3.5		20	4	1.8		5
	草 津 市	44	13.3		37	12	3.6		24	9	2.7		15
	守 山 市	22	12.0		21	9	4.9		20	8	4.3		6
	栗 東 市	17	10.6	1	15	7	4.3		12	5	3.1		5
	甲 賀 市	11	7.7	1	10	6	4.2		12	5	3.5		6
	野 洲 市	13	12.9		12	4	4.0		6	4	4.0		3
	湖 南 市	14	10.2		13	2	1.5		7	7	5.1		7
	高 島 市	11	12.1		13	4	4.4		5	1	1.1		2
	東 近 江 市	12	6.6		12	8	4.4		21	5	2.7		5
	米 原 市	5	6.1		5	2	2.4		6				2
	日 野 町					1	4.5		1	2	9.1		2
	竜 王 町	3	9.7		3				2				
	愛 荘 町					5	11.9		6	2	4.8		1
	豊 郷 町												
	甲 良 町	1	11.1		1				1	1	11.1		1
	多 賀 町	1	25.0		1								
	高 速 道 路 等	2	2.3	1	1				21				1
	合 計	329	11.5	6	299	121	4.2		269	86	3.0	1	96

発生市町	区分	高齢者の事故			交差点事故			若年ドライバー事故				
		件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者		
											全事故件数に占める率	全事故件数に占める率
大津市	194	32.1	4	91	207	34.2	3	227	86	14.2	2	112
彦根市	75	34.9	4	26	65	30.2	1	70	37	17.2		44
長浜市	64	32.2	3	31	76	38.2	2	88	32	16.1		36
近江八幡市	79	34.8	2	45	87	38.3	1	95	33	14.5		44
草津市	79	23.9		36	118	35.8		130	44	13.3		51
守山市	48	26.1		22	69	37.5		81	25	13.6		43
栗東市	51	31.7	1	19	63	39.1		70	28	17.4		37
甲賀市	47	32.9		24	51	35.7	1	62	19	13.3		34
野洲市	27	26.7		17	30	29.7		36	20	19.8		22
湖南市	49	35.8	1	22	53	38.7		65	12	8.8		15
高島市	46	50.5	4	26	38	41.8	1	49	11	12.1	2	13
東近江市	59	32.2	1	25	73	39.9	1	82	31	16.9		46
米原市	25	30.5	2	16	17	20.7		19	11	13.4		16
日野町	10	45.5	1	4	7	31.8		7	3	13.6		3
竜王町	6	19.4		8	12	38.7		14	5	16.1		6
愛荘町	12	28.6		8	14	33.3		16	5	11.9		8
豊郷町	3	37.5		2	6	75.0		7	2	25.0		3
甲良町	3	33.3		2	7	77.8		10	2	22.2		4
多賀町	1	25.0		2	3	75.0		6	3	75.0		3
高速道路等	18	20.5		15					12	13.6		27
合計	896	31.3	23	441	996	34.8	10	1,134	421	14.7	4	567

発生 市町	区分	高 齢 ド ラ イ バ ー 事 故				後 期 高 齢 ド ラ イ バ ー の 事 故			
		件 数	全事故件数 に占める率	死 者	傷 者	件 数	全事故件数 に占める率	死 者	傷 者
	大 津 市	144	23.8	1	159	57	9.4	1	65
	彦 根 市	57	26.5		68	23	10.7		26
	長 浜 市	47	23.6	1	62	22	11.1		35
	近 江 八 幡 市	48	21.1		64	17	7.5		23
	草 津 市	55	16.7		58	23	7.0		25
	守 山 市	36	19.6		44	14	7.6		17
	栗 東 市	34	21.1	1	38	14	8.7	1	13
	甲 賀 市	33	23.1	1	43	15	10.5		20
	野 洲 市	16	15.8		18	4	4.0		4
	湖 南 市	31	22.6		44	11	8.0		14
	高 島 市	33	36.3	2	49	16	17.6	1	31
	東 近 江 市	39	21.3		47	17	9.3		22
	米 原 市	15	18.3	1	16	7	8.5	1	6
	日 野 町	6	27.3	1	6	3	13.6	1	3
	竜 王 町	4	12.9		4	1	3.2		1
	愛 荘 町	8	19.0		10	4	9.5		5
	豊 郷 町	2	25.0		2	2	25.0		2
	甲 良 町								
	多 賀 町	1	25.0		4				
	高 速 道 路 等	8	9.1		16	1	1.1		5
	合 計	617	21.6	8	752	251	8.8	5	317